

平成六年七月五日(火)八月二十八日(日)
宮内庁三の丸尚蔵館
平成六年七月五日(火)八月二十八日(日)
宮内庁三の丸尚蔵館

古記録にみる王朝儀礼



平成六年七月五日(火)八月二十八日(日)
宮内庁三の丸尚蔵館

目次

3	あいさつ
4	儀式書と古記録
10	王朝の主な年中行事及び臨時儀式
	図版
13	西宮記 正月
17	寿永二年具注曆（長秋記第一巻 紙背文書）
20	新任弁官抄
22	長秋記
32	平兵部記
40	公事録附図
50	冷泉家旧蔵『長秋記』『平兵部記』の史料的价值について
64	出品目録
iii	List of Exhibits
ii	Foreword

凡例

- 一、本図録は、平成六年七月五日（火）から八月二十八日（日）までを会期とする展覧会「古記録にみる王朝儀礼」の解説図録である。
- 一、図録の図版及び解説番号は、展示番号と一致する。
- 一、会期中、作品の展示替を行う。
- 一、作品解説に記載する法量の単位はcmである。
- 一、本展覧会の企画及び作品解説は、三の丸尚蔵館学芸室専門員・平林盛得が担当した。
- 一、写真は、松野正雄（宮内庁嘱託、コニカ㈱）の撮影による。

あいさつ

王朝びとにとっては、元旦の四方拝から大晦日の追儺まで、いわゆる年中行事や人生の節目に行われる儀式行事を定められた作法にしたがって正しく遅滞なく執り行うことが、とりもなおさず重要な日々の暮らしそのものでありました。人びとはその地位に応じて、それぞれの儀式次第を学び、先例を調べ、正しい運営を旨としました。また一方で、自分の聞きした行事の個々の記録を日々の日記のなかに書留め、次回以後の自身や後代の子孫の参考の用としたため、日記は年中行事や儀式儀礼の重要な史料集となっています。

今回は、これら王朝びとの儀礼について、「更級日記」を世に伝え、また、自らの日記「明月記」を書き遺した歌聖・藤原定家を中心となつて書写した平安時代後期の二種の日記『長秋記』(源師時記)・『平兵部記』(平信範記、別称『兵範記』)、および鎌倉時代書写の儀式書『西宮記』(源高明著)・『新任弁官抄』(藤原俊憲著)によって、当時の様子を窺うことができました。さらに、明治時代に失われつつある伝統儀式の調査復元を試み、後世に残そうとした書『公事録』の附図を通して、それまで伝えられてきた王朝儀礼の一端をも紹介します。

これらによって、伝統儀礼を大切にしてきた古人の行為や貴重学術史料の伝存の様子をご覧いただければ幸いです。

平成六年七月

宮内庁三の丸尚蔵館

宮内庁三の丸尚蔵館所蔵 出品作品一覧 (第4回 古記録にみる王朝儀礼)

作品番号	作品名	作者名	員数	時代	ページ
6-1	恒例公事之図 上 四方拜、元旦節会、 白馬節会、加茂祭、内侍所菖蒲			明治20年(1887)	p. 40-43
6-2	恒例公事之図 下 豊明節会、加茂臨時祭、 新嘗祭			明治20年(1887)	p. 44-45
6-3	臨時公事之図 立体子、大嘗会			明治20年(1887)	p. 46-48

儀式書と古記録

一、官撰儀式書の作成

わが国が国家としての体裁をととのえたのは、奈良時代であり、その制度や法律などのさまざまな仕組みのおおくを先進文明国である中国に学んだ。

このことは儀礼についてもおなじであったと考えられる。中国では古来から儀礼を尊ぶ風が強く、しかも内容よりもむしろ理念と形式を重んじる傾向にあった。たとえば、唐朝にあつては五礼といつて、吉礼(祭祀に関するもので、天帝・日月星辰や雨風などをまつる)、嘉礼(婚姻・成人式や一族親睦の飲食の礼など)、軍礼(軍事に関することから宮室を築く作法など)、賓礼(大切な客をもてなす礼など)、凶礼(葬喪のほか飢饉・流行病や災害を悼む礼など)に分けられていた。この唐礼が聖武天皇の天平七年(七三五)にわが国に将来されているほか、隋代の礼法などももたらされていることが知られている。これらの中国礼法がわが国の初期の儀式・礼法に影響をおよぼしたと思われるが、これまでのところ奈良時代につくられたわが国の儀式書がどのようなものであつたか、その内容を示すものは知られていない。現存する最古の儀式書は平安時代にはいつてからのもので、すでに日本的に形をととのえたものになっている。その記述は中国の理念的、形式的であるよりもむしろ現実的、実際的なものである。中国の五礼の編成に対して、わが国は、年中恒例の儀と、臨時の儀の二区分によって記述されているのである。

現存するわが国最古の儀式書は、平安時代、嵯峨天皇の代の弘仁十二年(八二二)に勅命により右大臣藤原冬嗣らが撰進した『内裏式』三巻である。その序文によれば、宮廷の行事や礼法を記したきまりは古くからのもので、それらは多種にわたり、また基準もなく、これをとりおこなう者の混乱をまねいてるので、取捨選択して新式を作つたというもので、宮廷でおこなわれる儀式の次第を、はじめ季節の順(恒例)に元正から季冬までを記し、ついで臨時の行事におよぶという二区分によって記している。恒例の儀は正月「元正受群臣朝賀式」から十二月「大難式」まで、臨時の儀は「叙内親王以下式」から「詔書式」まで計二十四項が知られている。なお、この『内裏式』の補遺「逆に編纂材料となつたとする説もある」とも考えられているのが、編者不明の『内裏儀式』

一卷である。つづいておなじ嵯峨天皇の代に『弘仁儀式』十巻が編纂されたが、わずかに項目を残す(項目は偽作とする説もある)だけで本文は散逸して世に伝わっていない。また、清和天皇の代に『貞観儀式』十巻、醍醐天皇の代に『延喜儀式』十巻、村上天皇の代に『新儀式』六巻が編纂されている。このうち『延喜儀式』も散逸し、わずかに『延喜式』(法令書)のなかに引用されて内容の一部が知られ、『新儀式』も第四、五の二巻が残っているだけである。『貞観儀式』は『弘仁儀式』『延喜儀式』を併せて、『三代の儀式』とよばれているが、『貞観儀式』のみ全文が伝わっている。異説もあるが、『儀式』として知られるものがこれ、内容は、はじめに祈年祭・大嘗会などの恒例臨時の神事祭祀を記し、つぎに讓位、即位、立后などの臨時の大礼、さらに元正朝賀以下の恒例の年中行事、最後に政務に関するものや臨時行事など七十余の項目となつており、はじめの『内裏式』に比べてはるかにくわしい記述になっている。

二、私撰儀式書の登場

京都に都が遷され、大内裏(皇居)と諸官省の庁舎がととのえられ、そこでおこなわれる儀式や行事の運営に力がそがれた結果、儀式書がいくどとなく編纂された。嵯峨天皇の弘仁のころから清和天皇の貞観のころまでが国家的な儀式が最高潮に達した時期といわれ、作成される儀式書も朝廷主導のものであつた。しかし、その官撰儀式書も村上天皇の『新儀式』を最後として跡を絶ち、つぎに先例や行事に精通した知識人による私撰の儀式書が編纂されだすのである。時代は藤原氏の勢力がしだいに皇室の内部におよぶようになり、国家的な儀式というより、皇室・藤原氏一体になつた儀式が中心となっていくのである。朱雀天皇を補佐して摂政・関白となつた藤原忠平(八八〇-九四九)が公家作法の正しい規範(故実)を人々に示し、その説は二人の子息実頼(小野宮)と師輔(九条)に伝えられていった。

幼い天皇の場合には、摂政の意向にしたがつて定例によらない新しい作法をさだめたり、神事・仏事・季節による行事の複雑化、官吏の任免・非常時の警備などさえ、実際よりもその手続き、作法が重視されるようになる。これらのことをとどこおりなく、定められたとおりに執行することが宮廷人にとって重要な任務となつた。そして官撰儀式書ではじゅうぶんに対応できない事態となつていたのである。官主導の私撰儀式書の述作が終つたあとをうける形となつて著作されたのが、源高明の『西宮記』(展示番号1)であつた。

源高明(九一四～八二二)は醍醐天皇の皇子で臣籍に降下して源姓を名乗り、藤原氏の後援をうけ、累進して左大臣にいたったが、のち冷泉天皇の皇太子問題で女婿が平親王を擁する高明の勢力拡大を恐れた藤原氏が画策した安和の変(九六九)によって失脚し、晩年を失意のうちに終わった。高明は年次は確定できないものの、在世中に詳細な儀式書『西宮記』を著して当代・後代の有益な規範書となった。内容は、恒例・臨時の宮中の儀式・行事の全般にわたっているが、四方拝など天皇の御作法のみを記したり、先行の事例をおおく示すなど、やや上流貴族に視点をおいたものとなっている。いわば官撰から私撰へうつる中間的性格のものといえよう。つづいて藤原道長が栄華を誇った一条天皇の代に『和漢朗詠集』を編纂した才人・藤原公任(九九六～一〇四二)が『北山抄』(第十巻の草稿本が残って国宝に指定されている)を著している。

先例や規範どおりといっても、実際には、行事にたずさわる人や場所や状況などによって大小さまざまな変更がおこるのが常のことであり、そのうえ、時代の風潮なども加わり、たえず当代の儀式書が必要となるのである。内容は、恒例・臨時の宮廷の儀式・行事から、太政官の政務、近衛大将中將の作法、国司の行事など十巻からなるが、個々別々の目的によって長和・寛仁(一〇一一～一〇二〇)ころには成立したものをのちに一書に集めたと考えられている。なお、作法についてはすでに藤原(九条)師輔の説く九条流と藤原(小野宮)実頼の説く小野宮流の両説が通行していたが、この両説をとりいれて説明している。さらに平安時代の後期に入って、公任の没した年に生まれた大学者・大江匡房(一〇四一～一一一一)がでて『江家次第』を著した。恒例・臨時の宮廷の儀式・行事から、勅書・改元・陣定などの政務、さらに大饗・執事・路頭礼節などにおよび、全三十一巻(そのうち二巻の本文を欠いている)からなる『西宮記』『北山抄』を参考とし、それ以後の変更を加えている。関白藤原師通の依頼によるものであったが師通の没した(一〇九九)後に執筆をはじめ最晩年まで補訂に努めた。この『西宮記』『北山抄』『江家次第』の三書が王朝儀式書を代表する三大著書として後世まで重要視されている。

二、作法手引書の作成

つぎに、儀式全般にわたってのいわば総合書にたいして、個々の儀式の次第や儀式運営を主要な任務とする官職の作法などについての手引書が作られるようになる。行事が多様で複雑になってきたためである。すでに『北山抄』

のなかにみえる大將儀・羽林要抄は近衛の官職にあるもののための作法書である。藤原実資の孫・資仲(一〇二一～八七)が著した『節会抄』(元旦・白馬・踏歌などの節会)や『青陽抄』(列見、定考の儀式など、二書とも散逸して、逸文だけを残す)、藏人の従事する儀式について記す『侍中群要』(著者不明、内容は一〇七一年ころまで)などが単独儀式関係の早い著作である。なお、特定な官職者のものについて挙げれば、藏人に関する藤原俊憲著『貫首秘抄』、弁官に関するものと同じく俊憲著『新任弁官抄』(展示番号3)、『結政初参記』(著者不明)、内記に関する『柱下類林』(藤原敦基著、三百六十巻とするが著者や巻数について異説がある)、参議に関する『参議要抄』(著者不明)などが平安時代の後期に著述され、同種の著作はさらに鎌倉時代に引き続いていく。

四、年中行事の意味

わが国では恒例・臨時の区分によって儀式・行事が説明され、このうちの恒例の部分があたかも年中行事として単独で扱われると思われるがちであるが、すくなくとも初期のころは臨時の行事までを含んでいた。日々おこなわれる行事という意味の「日中行事」の言葉に対して、一年をとおしてみた場合の行事の意味の言葉が「年中行事」であった。「年中行事障子」といわれる衝立障子が仁和元年(八八五)光孝天皇の命によって藤原基経が製作し、献上された。一年をとおしての行事が衝立の両面に書きつらねられ、清涼殿の東南の隅、殿上の間に通ずる上戸の前に置かれ、殿上に参上する諸臣に年間の行事予定をあらかじめ知らせたのである。行事のうちすで行われなくなったものは除かれ、新しいものは書き加えられた。後一条天皇の長和五年(一〇一六)には、天皇が皇位継承のためにおこなう一代一度の特別の儀式、御即位・御禊・大嘗会などが「年中行事御障子」に書きそえられたことが『栄花物語』の「玉村菊」巻にみえている。また摂政・関白など貴族の家でも宮中の例にならって「年中行事障子」が作られた。近衛天皇の久安三年(一一四七)内大臣藤原頼長は吉日をえらんで自邸に「年中行事障子」を作らせたことを自身の日記『台記』(久安三年七月二十六日条)に記している。

なお、年中行事に関する書として『九条年中行事』と『小野宮年中行事』の二書がある。前書は藤原忠平の子師輔(九〇八～六〇)の著で、平安時代中期の朝廷の年中行事について次第や作法を記し、九条流の故実を伝える書として尊重されている。師輔にはほかに『九条殿遺誠』があり、当代公家の日常や教

養を知ることのできる貴重史料となっている。後書は師輔の兄実頼の養子(孫)実資(九五七―一〇四六)の著で、前書と同じく朝廷の年中行事について記すが、大寺の法会など直接朝廷の儀式に関係しない事項もとりあげ、また先例としておおく古記録を引用する点で前書と異なっている。小野宮流の権勢家藤原道長のただひとりの批判者の面を記しているところがある。

五、儀式の絵図の作成

平安時代の末、後白河院(一一二七―九二)の命によって常磐光長らが年中行事の盛儀を六十巻の絵巻に描いた。『年中行事絵巻』という。この絵は恒例・臨時の年中行事をはじめとして、貴族たちの家の行事・祭礼・法会におよぶ広汎なものであり、鑑賞のためというより、儀式のさまを後世に示す記録用の意図があったものと思われる。後白河院の蓮華王院の宝蔵に収められたこの絵巻は、四条天皇の御代始にあたって、儀式の参考に使われたり(『民経記』天福元年五月二十二日条)、室町時代に内裏にあったこの絵巻を伏見宮家で拝借して約二年がかりで摸写している(『看聞日記』永享四年九月六日条)ことなどが知られている。しかし、原本は寛文元年(一六六一)の皇居の炎上のさいに焼失し、現在世に伝わっているものは、江戸時代初期に後水尾院の命によって住吉如慶・具慶親子らが摸写したもので、わずかに十六巻および補巻三巻の計十九巻が所蔵者の名を冠して田中家本として知られているものが主(別本もある)になっている(挿図1)。それらの摸写本は彩色のものもあるが、部分的にしか彩色や文様が描かれていないもの、白描のものや色名の文字だけの書き込みのものなどあって、おそらく行事を説明するためにつけられていたと思われる詞書もなく、原本の全貌を知るためには不完全なものであるが、残されているものはこれだけであり、それだけに貴重な王朝儀式の史料となっている。

王朝の儀式や行事のさまを絵にしたものに『駒競行幸絵詞』、『小野雪見御幸絵詞』(以上鎌倉時代・重文)、『承安五節絵』、『保元相撲絵』、『仁安御禊行幸絵』などがあり摸本や文献によって知られる。また、著名な国宝『源氏物語絵巻』(平安時代)をはじめとし、『紫式部日記絵詞』、『枕草子絵詞』(以上鎌倉時代・重文)などの文学作品に題材をとったものや、藤原氏が春日社への帰依を示した『春日権現験記絵巻』(当館蔵、挿図2)などの絵巻のなかにも王朝の盛儀の一端が描き出されている。この後も儀式・行事に関する絵画資料はおおく作られ、遺品

もおおく残されているが、いずれも単独の儀式・行事についてのものか、生活の一部を点描するもので、『年中行事絵巻』のように総合的なものは江戸時代までについて現れてこないのである。

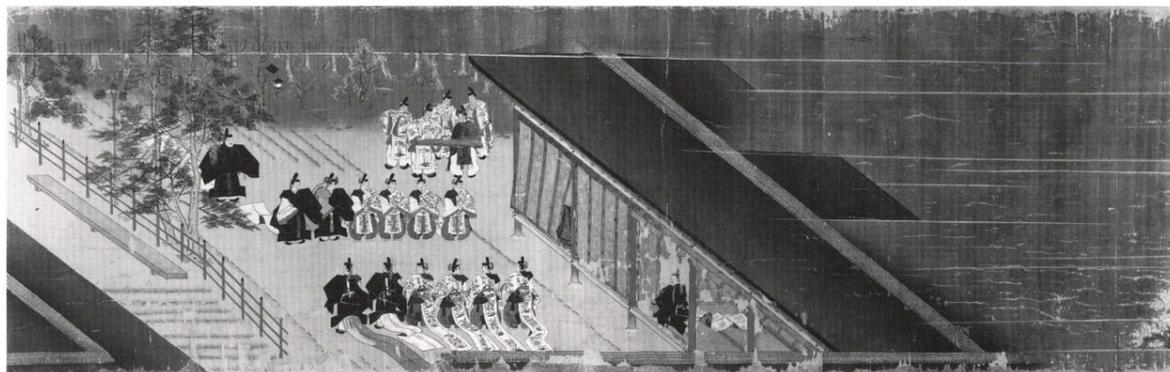
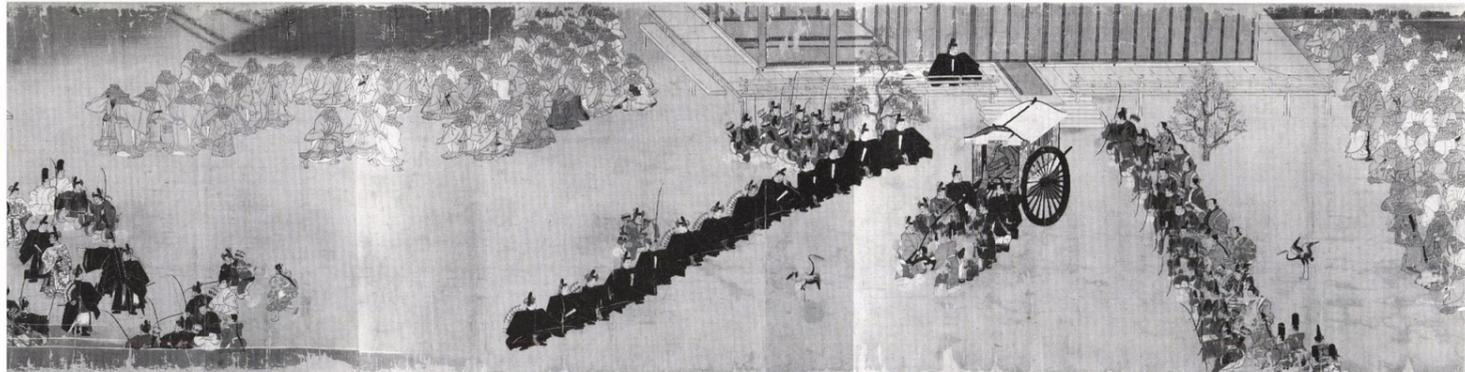
こうしたなかにあつて明治十年(一八七八)からほぼ十年の歳月をかけて作られた『公事録』(七十六点)と名付ける総合儀式書がある。明治維新の変革によって近代化が進むなかで、次第に伝統的な儀式・行事が変改し、失われる事態にたちいたり、これを憂えた明治の高官・岩倉具視が後世に残すべき正統儀式書の調査復元を發議したものである。具視没後に完成し、明治天皇に奉呈された。七十六点のうちには本篇のほか、その附図として恒例・臨時の区分による三帖の儀式図(展示番号6)などがある。視点を江戸時代の後期においており、図にもその時代性がおおく現れているが、公家儀式は王朝儀式に範をとるものであり、後白河院の『年中行事絵巻』の規模にはおよぶべきものではないが、広い意味でその系列の儀式図といえよう。

六、古記録の伝存

記録とは事実を書きしるすことのできるものであるが、ふつうには日記をさす。そして古代・中世のものをとくに古記録といつて尊重している。目を追つて出来事を書きしるしているものが一般的で、これを日次記とか、日録という。またとくべつな事件や行事について、日次記のほかに別にくわしく書きしるしたものがあり、これを別記という。日記にはまた、書き手の立場によつて『公の日記』と『私の日記』にわけられる。役所において職掌上の事がらを役目として書きしるしたもの、たとえば太政官の外記が記した『外記日記』や天皇に近侍する藏人の記した『殿上日記』などが(いずれも散逸して逸文しか残っていない)公の日記の代表的なものである。私の日記は身分の高下や職掌のいかんにかかわらず、制約なしに自由に書かれたものである。制約のない自由な記述といつても、その関心が宮廷でおこなわれる儀式・行事を定められた作法によつて正しく執り行うことにあつたから、いきおい儀式作法の記録が主となる。正しい作法といつても実際にあたつてはさまざまな予期しない対応にせまられる。その様子を次回以後のみずからの備忘や子孫のために残すのが記録であった。もちろん官位の昇進や一家の繁栄、儀式作法の批判など個人的な感情や生活の一端が書かれないわけではない。

わが国最古の日記の実物は『正倉院文書』中にある天平十八年(七四六)の具

挿図1 田中家本
年中行事絵巻 第六巻
東三条殿における
大臣大饗(個人蔵)



挿図2 春日権現験記絵巻 第二巻
白河上皇、春日社御幸される(当館蔵)

注暦(漢字の暦)に書かれたものである。残念なことにこの暦は首尾を欠いた二月七日から三月二十九日までの五十三日間分であるが、そのうちのわずかな所に、たとえば「二月八日 官、多心経を写しはしめる」(原文は漢文)などのように書きこみがみられる。記主は奈良時代の下級の官人(六位以下)であるらしいが実名は不明(写疏所の案主志斐麻呂の説がある)である。暦に書かれた日記を「暦記」というが、天平十八年の暦記のほかに奈良時代の日記の実物は知られていない。つぎに日記の実物が現れるのはつぎの時代はいった平安時代中期のことで、当時栄華を誇った藤原道長の自筆「御堂閔白記」(十四卷、国宝)であり、これも暦記である。

このほか書名だけから推測できる日記の存在は奈良時代にもみられるが、写本ながら記文の内容がみられるものは平安時代をまたなければならぬ。『宇多天皇御記』『醍醐天皇御記』がその早いもので、やや遅い『村上天皇御記』とあわせて「三代の御記」という。『醍醐天皇御記』と重なる時期のものに醍醐天皇の皇子重明親王の『吏部王記』、撰関家の祖藤原忠平の『真信公記』とその忠平の子息実頼の『清慎公記』・師輔の『九曆』などがある。まず残されているのは高位・高官の日記であり、それらの原本はすべて失われてしまっており、写本でみるほかないのである。しかもその日記の記文の全文そのものではなく、必要記事を抜き出した抄出本や行事ごとに分類編成しなおした部類記とよばれるものによってわずかに知られるのである。その自筆日記を残す藤原道長のころからしだいに全文そのままのものをみることが出来るようになり、平安時代後期には高位高官ばかりでなく、下位の者の記述のものまで現れ日記は豊富になる。ただしそのころになっても現代に伝わる自筆原本は少なく、次代の鎌倉時代に書写されたものさえ現在みられるもつとも古い写本として貴重視されているのである。

平安時代後期にいわば中級貴族である源師時の記した『長秋記』と師時にやや遅れて現れた平信範の『平兵部記』(『兵範記』)が知られているが、この二書を『更級日記』などおおくの古典籍を書写して現代につたえ功績のある歌聖・藤原定家が家人ら協力者とともに書写しているものが、当館に所蔵されている。(展示番号4・5)。

七、暦の役割

すでにのべた現存最古の二つの日記が暦に書かれていることでわかるよう

に、暦は日記と密接なかわりがあり、しかも王朝びとたちの日常生活におおきな影響をもつものであった。道長の祖父・藤原師輔は道長の父たちに『九条殿遺誡』を著して貴族の日常生活の心得を説いている。これによれば、朝起きて先ず自分の属星(生年の星まわりの星)の名を唱え、つぎに鏡をみて体調を窺い、三番めに暦をみてその日の吉凶を知ること教えている。その日の行動をおこす前になにごとも先駆けて吉凶を知れというのである。つぎに歯をみがき手をあらい、つづいて神仏にいのり、六番めに昨日のことを記せとしている。書く記事がおおければ日中に書けとしている。そのつぎがやつと食事となるので、暦をみたり、日記を書くのは朝食まえのことである。朝食後に髪を梳いたり、手足の爪を切ったり、湯浴みしたりする可否も暦に指示の日がある。教訓はなおつづくが、暦についてはあとにさらに追加の記がある。そのなかで年中行事の抜粋を暦に書きこんでおくこと(巻末資料1)、昨日の行事で得心のいかなことがあれば忘れないように暦に記すこと、とくに重要なことや主上や家長の所在などのことは別に記せとしている。暦が生活の指針であるとともに、日記の記載用紙であることが知られるのである(『寿永二年具注暦』(展示番号2))。

平林盛得(ひらはやしもりとく)／当館学芸室専門員

王朝の主な年中行事及び臨時儀式

年中行事

●正月

四方拝(しほうはい)

元旦の早朝寅刻(午前四時ころ)天皇が清涼殿の東庭に出御され、天地四方を拝礼される。

朝拝(ちようはい)

天皇が大極殿(だいごくでん)に出御され、百官から年頭の賀をうけられる。みかどおがみ、朝賀ともいう(二カ日までの間)。

御薬供(みくすりをぐうず)

とぞびやくさんなど薬酒を天皇が召しあがられる(三カ日の間)。

小朝拝(こちようはい)

天皇が清涼殿で殿上人の年頭の賀をうけられる。朝拝を略式にしたもの(元旦)。

院拝礼(いんはいれい)

上皇が大臣公卿の年頭の賀をうけられる(元旦)。

元日節会(がんにちのせちえ)

元日の宴会。御曆(七曜曆)の献上、氷様(ひのためし)水の厚薄をはかる、腹赤(はらか)の珍魚の献上など慶祝の行事をおこなったのち催される。

祝告朔(こうさく)

天皇が諸司の奏進する百官の勤務日数をご覧になる。毎月一日におこなわれ、のち正・四・七・十月となりやがて廃止される。祝の字は読まない(二日)。

親王拝観(しんのうはいきん)

天皇が清涼殿で皇子たちの年頭の賀をうけられる。(二日)。

二宮大饗(にぐうだいきよう)

皇后・皇太子が御所で催される年賀の宴会(二日)。

中宮臨時客ちゆうぐうりんじきゃく)

招待しないで臨時に宴を催す意で、ふつうは摂関大臣家で催したが、中宮もおこなった(二日)。

上皇及母后朝覲(じようこうぼこうのちようきん)

天皇が上皇や皇太后の御所に行幸され年頭の賀を祝われる(三日)。

大臣大饗(だいじんだいきよう)

大臣の邸宅で親王や高官を主客として催される年賀

の宴会(四日ころ)。

卯杖(うづえ)

初卯の日(正月のはじめての卯の日)に大学寮などの官人が作った邪気をはらう祝いの杖が献上される。

叙位(じょい)

勅授である大臣以下、五位以上の位階を定める(五日)。

七日節会(なぬかのせちえ)

諸臣に位記をたまい、左右馬寮が白馬(あおうま)二十一疋をひきだし紫宸殿の庭を渡るのをご覧になられ、宴会をたまわる(七日)。

女王祿(おうろく)

皇族の女子に絹・布・綿などをたまわる。女の字は慣例として読まない(八日)。

藏人補(くろうどをほす)

天皇に近侍する官人を、六位の官人や公卿の子・文章生などから選ぶ(八日ころ)。

御齋会(ごさいえ)

天皇が大極殿(だいごくでん)に行幸し、金光明経の講説をきかれ、国家の安全を祈願される。七日間。最終日に内輪義(うちろんぎ)といって、清涼殿で僧侶の間答をきかれる(八日から)。

大元法(たいげんのほう)

治部省において天皇の御衣(おんぞ)をもって祈禱をおこなう。七日間(八日から)。

除目(じもく)

地方官・諸国の国司の任命。三日間にわたり作法は煩瑣を極めた。果召(あがためし)除目ともいう。九月に京官(つかさめし)除目がある(十一日から)。

踏歌(とうか)

足をふみならし、拍子をとって歌い舞う集団舞踏で清涼殿の東庭で年始の祝詞を歌舞し、天皇は親王公卿らとご覧になり宴を催す。男踏歌(十四日)と女(おんな)踏歌(十六日)があった。男踏歌は平安前期ころ絶えた。

御薪(みかまぎ)

御竈(かまど)の木の意味で、宮中の正月の清浄な火の料として、百官から献上された(十五日)。

兵部手結(ひょうぶてづがひ)

兵部省で二日後におこなわれる射礼に出場の射手の練習(十五日)。

射礼(じらい)

天皇が豊楽殿(ぶらくでん)に出御され、建礼門まへの射場でおこなわれる親王以下の選抜者の弓技をご覧になり、優秀者を賞される(十七日)。

賭弓(のりゆみ)

天皇が弓場殿に出御され、近衛府・兵衛府の官人の弓技をご覧になり、左右で勝負を争い、勝方には賭物を、負方には罰酒をあたえられる(十八日)。

内宴(ないえん)

内裏の仁寿殿(じじゅうでん)で天皇が、公卿以下詩文にすぐれた文人などを召されて宴を催される(二十日)。

●二月

旬(じゆん)

天皇が紫宸殿で政務をきかれ、宴を催される。毎月一・十一・十六・二十一、のち四、十月の一日。祈年祭(としごいのまつり)

神祇官や国司の庁で五穀の豊穰を祈る(四日)。

春日祭(かすがのまつり)

奈良・春日神社の祭。勅使がつかわされる。十一月にもある(上の申日)。

●三月

御灯(ごとう)

天皇が北斗星に灯火を献ずる。一日に穢の有無を占い(御卜奏・おうらのそう)、穢があればおこなわない。九月にも(三日)。

石清水臨時祭(いwashimizuりのまつり)

京都・石清水八幡宮の祭。勅使がつかわされる。賀茂祭(北祭)にたいして南祭という(二の午日)。

●四月

更衣(ころもがえ)

夏の期にあたり衣服や調度をかえる(一日)。

斎王御禊(さいおうのこけい)

賀茂祭の二日まえ祭神に奉仕する斎王(皇女)が朝廷さしまわしの前駆などにまもられ賀茂河原にみそぎをおこなう。

賀茂祭(かものまつり)

奉幣の勅使がつかわされ、斎王にしたがって神社に

向かう行列が華美であったため大勢の見物人を集めた。ふたばあおいを飾りにつかったので葵祭といわれる。「みあれ」「まつり」ともいう(二の酉日)。

●五月
五日節会(いつかのせちえ)

菖蒲をのせた机(輿)が献上され、菖蒲の鬘をつけた参上者に宴を賜わる。御所の屋根などに菖蒲を葺いた。端午節(たんごのせち)ともいう(五日)。

●六月
神今食(じんこんじき)

神嘉殿で天照大神に天皇が新しい火で炊いた飯を供え、自らも食される。十一月にも行われる(十一日)。

祇園御霊会(ぎおんりようえ)

京都・八坂神社の祭。平安初期に疫病退散のため臨時におこなわれたものが起源(十四日)。

節折(よおり)

半年のおわりにあたり、天皇・皇后・皇太子の御杖を測り、また穢れを祓う。十二月にも(大祓、晦日)。

●七月
乞巧奠(きこうでん)

たなばた。宮中でも民間でもおこなう。宮中では清涼殿の東庭に供えものをささげ、牽牛・織女の二星を祭る(七日)。

孟蘭盆(うらぼん)

清涼殿で米を盛り供養をおこない、勅願寺などに送り皇祖の冥福を祈った(十五日)。

相撲節(すまいのせち)

宮中で天皇が相撲をご覧になる。内取(うちどり)・予行(あき)があり、召合(めしあわせ)・当日(あつじ)は、はじめは七日、のち二十八・九日(小月は前日)。一一七四年以降廃絶。

●八月

石清水放生会(いwashizumihouじようえ)

石清水八幡宮でおこなわれる生物供養の法要。勅使がつかわされ、舞楽や相撲が奉納される(十五日)。

●九月

重陽宴(ちやうようのえん)

紫宸殿に菊花をかざり、詩会をおこない、宴を催される。菊花宴ともいう(九日)。

月見宴(つきみのえん)

中秋の名月を賞し、詩会をおこない、宴を催される(十五日)。九月十三夜にもおこなう。

●十月
更衣(ころもがえ)

冬の期にあたり衣服や調度をかえる(一日)。

●十一月

御曆奏(ごりやくのそう)

来年ご使用の曆を中務省が献上する(一日)。

賀茂臨時祭(かもりのりんじのまつり)

勅使がつかわされ、舞楽や走馬が奉納された。翌日還立(かえりだち)の御神楽が清涼殿でおこなわれる(下の酉日)。

鎮魂祭(たましずめのまつり)

新嘗祭の前日天皇の御魂をしずめ御代の長久を祈る。

また重い祭儀のまえにもおこなわれる(二の寅日)。

新嘗祭(にいなめのまつり)

天皇が新穀を天神地祇にすすめ、ともに親しくこれを食べる(二の卯日)。現在は勤労感謝の日。

豊明節会(とよあかりのせちえ)

新嘗祭の翌日天皇が紫宸殿に出御し、新穀を食され、諸臣にもたまわる宴(二の辰日)。

●十二月

仏名会(ぶつみようえ)

宮中でおこなわれた法会で諸仏の名を唱えて罪障をはらう。三方日間、のち一日間(十九日から)。

荷前(のざき)

諸国からのみつきぎものを最初に伊勢神宮や陵墓に供える。「のざき」ともいう(月のうち)。

追儺(ついな)

大晦日の夜、内裏でおこなわれ、悪鬼をはらい疫病をのぞく。殿上人は桃の弓に蘆の矢をもち鬼を追う。民間では近世から節分の行事となる。

臨時儀式

五十日祝(いかのいわい)

生れた子の五十日目をいわう。重湯に餅をいれて小兒にふくませる。市場から五十個の餅を買うのがしきたり。百日(ももか)もいわう。
親王宣下(しんのうせんげ)

皇子女は宣旨(せんじ)によって親王の身分となる。名前をたまわり、近侍する職員もさだめられる。着袴(ちゃくこ)

はかまぎ。男女の別なく三歳から七歳ころまでに、はじめて袴をつける。

元服(げんぷく)

男子が成人のしるしとして、頭に冠をつけることで、能冠(のうかん)・加冠・理髪などの役がある。年齢は五歳から二十歳くらいで一定していない。

立太子定(りったいのさだめ)

皇太子を公式にきめる。宣命(せんみょう)・勅命(ちくめい)がだされ東宮職の職員もさだめられる。

婿取(むことり)

一般の婚礼は妻の家でおこない、数日後露頭(ところあらわし)という親族との対面があり、住まいや近侍する職員も婚家が用意する。

大嘗祭御禊(だいじようさいのこけい)

大嘗祭の前月に天皇が賀茂河原に行幸してみそぎをおこなう。院や女院から見物される盛大なものであった(十月)。

大嘗会(だいじようえ)

天皇が即位してはじめておこなう新嘗祭とその宴会。悠紀(ゆき)・主基(すき)などの古代様式の宮殿がたてられ、十一月の中の卯日を当日として、辰日悠紀節会・巳日主基節会と午日豊明節会の四日間にあたる。

単人吠声(はやびとのほえこえ)

大嘗宮の前で宮門警備の単人(薩摩・大隅の兵士)が犬声をまねて吠える。

国栖奏(くすのそう)

大嘗宮の前で国栖人(吉野河上流の民)が産物を献じて歌笛を奏す。

風俗奏(ふうぞくのそう)

大嘗宮の前で悠紀・主基の地名をよみこんだ歌を奏す。

太上天皇尊号辞退(だいじようてんのうそんこうじたい)

譲位された天皇に新帝が太上天皇の位をおくられるが、先帝は儀礼としていちおう文書によって辞退される。

陣定(じんのさだめ)

内裏の左近衛陣でおこなわれた政務の審議。

1 西宮記 正月 一卷

紙本墨書

縦三〇・六 長三三九・〇

鎌倉時代 十三世紀

平安時代中期の儀式書、西宮左大臣源高明の著作であるためによばれる。「せいきゆうき」であるが、「さいきゆうき」・「さいぐうき」とも読む。朝廷の儀式や行事を恒例・臨時に分けて記述しており、その第一巻正月の巻である。現存する数少ない古写本の伝本(六巻本)の一種、神奈川・金沢文庫旧蔵本として著名である。

四方拝から内宴までの項目をあげて、式場の敷設、主上や官人の所作などを詳述しているが、該当項目の欄外や文末・紙背(裏)などに実際に行われた記録を出典名とともに書き込んでいることを特徴としている。本書が儀式・行事の実用書として使用されたため、その中には村上天皇御記『清涼記』などすでに散逸してしまった記録もおおくみられて貴重である。

著者の源高明(九一四―九八二)は醍醐天皇の皇子で、臣籍降下して源姓を名乗り、左大臣、正二位にいたったが、藤原氏の策謀にかかって安和二年(九六九)いわゆる安和の変によって失脚し、大宰権帥に貶された。天禄三年(九七二)帰京したがのち政界に復帰することはなかった。その住まいが京都・右京(西京)にあったので、邸宅が西宮殿とよばれた。巻首・巻末に「金沢文庫」の所蔵印が捺されているので、金沢文庫本といわれているが、尊経閣文庫の「金沢文庫」印をもつ十二月の一卷とは別種のものと考えられている。本書は従来東山御文庫本三巻うちの一卷として知られていたもので、なお御物として、九条家旧蔵本二巻が東山御文庫に別置されている。

上皇・母后朝覲

二宮大饗

童親王拜觀

叙位

国忌

卯杖

大臣大饗

御菜供

四方拝

元日節会

小朝拝

七日節会

女王祿

白馬

御齋会

大元法

藏人補

女叙位

2 寿永二年具注曆(長秋記第一卷 紙背文書) 一巻

紙本墨書

縦二九・一 長八一・一

平安時代 寿永二年(一一八三)

寿永二年(一一八三)の漢字の曆。当時の公家が常用したもので、朝起きて先ず曆をみてその日の吉凶や行事を確かめ一日の行動の指針とした。上部欄外に年間の行事が書き加えられている。藤原定家が所持していた古い曆で、裏面の白紙の部分を利用して『長秋記』を书写したため現代まで残った。

具注曆は陰陽寮で前年に作成され、その十一月一日「御曆の奏」の儀式によつて天皇に献上されたのち各所に配られる。寿永二年は癸卯歳。一年三百八十四日(三百六十五日ではない)は月の運行を基準とするため(一カ月は六十三日か、小二十九日)、太陽を基準とする季節の変化とずれが生ずるので適宜閏月をもうけ(一年十二カ月)調整し、この年は閏十月がある。正月一日上部欄外には「奏七曜御曆、并氷様及腹赤贄、早且拝天地四方、供屠蘇白散、祝告朔、小朝拜、節会、朝賀」と年初の行事がおおく書かれている。正月五日の中段に小字で「立春」とある。現代の曆にあわせれば二月四日ころとなるので、ほぼ一カ月季節がずれていることが分かる。

寿永二年具注曆は九月四日まであり、途中四月二十八日から五月九日分を欠いている。『長秋記』第一巻目録部の前半を藤原定家(一一六二―一二四一)、後半を協力者と二人で分け持つて書写しており、つなぎ合わせたさいに不要の曆の部分を捨てたものと考えられる。定家が『長秋記』を書写したのは六十歳の半ばすぎと思われるが、寿永二年にはまだ二十二歳(従五位上・侍従・左京大夫、父俊成七十歳)であったので、この時の曆をどのようにして、いつ所有したかは分からない。木曾の源義仲が俱利伽羅峠で平家の大軍を破り、平家が都落ちした年である。

(曆注)
星宿方位

八日「大原野祭」

月ノ大小

正月小
(上欄外)

「年中行事書いれ」
一日「早旦」天地四方拝」

五日辛未、立春正月節

三月小

十五日「七種御粥」

十八日「賭弓」

五日「石清水臨時祭」

二月大

一日「春日祭」

廿一日「仁明天皇国忌」

3 新任弁官抄 一巻

紙本墨書

縦二七・二 長一一九八・〇

鎌倉時代 建久四年(一一九三)

新任の弁官のために職務の作法・心得を教えた書。著者は藤原俊憲で平治の乱で殺された通憲(信西入道)の長男。その弁官時代に先輩の教えや自分の経験をもとめたものである。首部(宣旨の取扱文書の書式・伊勢神宮記述部)を欠くが、現存最古の写本として貴重である。

弁官は行政事務を担当する太政官の中心機関・弁官局の役人で、政務はもちろん、朝廷の催す神事や仏事の運営をおこなうため、複雑な作法の習得や豊富な知識を必要としたのである。伊勢神宮の事は最も知っておくべきこと、御齋会は年中行事中の第一の大事、幼主への摂政の官奏は第一の作法、掛揖(礼)について公卿・弁官の作法はただこの揖にあり、などと具体的な行事名などをあげて説明するが、全体として整理はされていない。

著者の藤原俊憲(一一二二―一六七)は通憲の長男、鳥羽院の近臣として権勢をふるった父の引き立てで東宮学士、右中弁、藏人頭をへて参議、従三位に上ったが、平治元年(一一五九)の乱に連座して越後に流罪となり、出家して真寂と名乗り、翌年許されて帰京した。流布本に権左中弁(一一五八―九)の官名がみえるので成立はその頃と考えられ、関連する書として『貫首秘抄』(貫首は藏人頭の異名の著書もある)。

巻末に「建久四年八月廿五日書了／校了、自筆少々相交(花押)」とあり、建久四年(一一九三)の書写であることが知られ、その花押はこの時非参議、従三位であった藤原雅隆(一一四七―一二二四)との説がだされている。

揖
公卿・弁官作法
只揖ニアリ

列ニツク

4 長秋記 藤原定家他 (二十二卷のうち) 七卷

紙本墨書

(第二卷)	目錄二 康和二年正月〜十月	縦二八・五	長五一七・八
(第四卷)	大治二年十一月〜十二月	縦二九・二	長九五六・三
(第十卷)	大治五年十一月〜十二月	縦二八・八	長一八二〇・七
(第十一卷)	天承元年正月、三月	縦二九・一	長一三〇七・七
(第十三卷)	天承元年四月〜九月	縦二八・八	長一九九一・六
(第十五卷)	長承二年四月〜九月	縦二八・八	長一五九〇・一
(第二十一卷)	保延元年七月〜九月	縦二九・二	長六五五・一

鎌倉時代 十三世紀

平安時代後期、いわゆる院政時代の宮廷貴族・源師時の日記を藤原定家やその家人ら協力者が書写したもので、冷泉家旧蔵本。原本は失われ、本書が現存最古写本であり、新出の第二巻目録をはじめ、紙背文書まで貴重な史料である。

記主の源師時(二〇七七〜一二三〇)は村上天皇の系統をひく家系で、白河・鳥羽院時代に有職故実に通じた官僚として活躍し、官位は権中納言、正三位にいたり、崇徳天皇の保延二年(一一三六)に六十歳で没した。その日記を『長秋記』とよぶのは長く皇后宮権大夫の職にあつたため皇后宮の別名(唐名)の長秋宮にちなむことによる。また『権大夫記』『水日記』などともよばれる。記述は長治二年(一一〇五)から保延二年までが知られ、別に寛治元年(一一〇八七)から康和四年(一一〇二)までの目録や、そのほか『部類記』のなかに逸文がある。

当館所蔵の冷泉家旧蔵二十二巻は、目録が三巻、日次記・別記が十九巻となっている。全巻藤原定家の書写のもの、一部が定家の書写のものなどがあり、全体の三分の一ほどの量に定家の筆跡がみられ、表題はすべて定家の書写となっている。定家が家人らの協力をえて書写したものと考えられる。定家の日記『明月記』嘉禄元年(一二二五)十一月五日条に主家である前摂政九条道家から「長秋納言記」一合(箱)を賜っていることがみえるので、この時期をそう遠く離れないころの書写と思われる(巻末論文参照)。嘉禄元年は定家六十四歳の時である。

大正二年(一九一三)冷泉家から御買上。なお、冷泉家時雨亭文庫に全巻定家の書写のもの四巻が残されており(重要文化財)、当館所蔵のものとは一巻を除いて内容がほぼ重複するが、当館のものは定家以外の筆跡である。

(正月)

院拝礼
小朝拝
節会

廿二社奉幣

殿上湖酔

灌仏

女叙位

賀茂祭延引

射礼

仁王会

賭弓

除目

齋院御禊

世間静カナラズ

花見

大内へ行幸

春日祭使

内鷄合

相撲

賀茂臨時祭使

鳥羽院皇子御五十日祝
親王宣下
御名雅仁

陣定

鎮魂祭

豊明節会ニツキ
小忌衣ヲ着シ参内

白酒・黒酒ヲ飲ム

追儺

(廿三日)
賀茂臨時祭

桃弓、蘆矢

昇殿作法

清涼殿東庭

院拜礼

待賢門院殿上
雅仁親王着袴

小六条殿指図

還御日没後

主上御着袴ト同シ

賀茂祭

二日朝觀行幸

勅使出立所
三條西洞院

鳥羽院御所三條西殿

舞人陪從

崇徳天皇御膳
雅栗

中宮臨時客

院・女院御見物ニ
一条へ御出車

酒宴

齋王行列一条へ

朗詠

勅使(近衛使)行列

今日不審事

第十三卷 天承元年四月十六日齋院御視、十九日賀茂祭

賀茂祭御視

鳥羽院御見物
一条殿門脇

齋王行列

関白弟頼長ノ車ヲ
院御覽

(婚禮一件)
師時長子少納言師清
故大納言能実娘

放生会上卿(指揮者)ノタメ
石清水社ニ出苑

權中納言頼長

順路

右衛門督実能ノ髣
鳥羽院以下祝品

(当日)

髣一行

楽輦発声

露頭(ところあらわし)

神輿ハ行幸ノ儀ニ准ズ

祝宴

御馬ヲ曳ク

新楽舞

髣ノ執務所開設

相撲

帰洛

髣初外出

5 平兵部記 藤原定家他 (十四卷のうち) 五卷

紙本墨書

(第一卷)	平治元年十月	縦三〇・六	長四〇三・〇
(第三卷)	仁安元年十月	縦二八・三	長八六八・一
(第七卷)	仁安三年七月	縦二八・二	長八九四・五
(第十二卷)	仁安三年十一月下	縦二八・二	長一二五七・八
(第十四卷)	仁安三年十二月下	縦二八・三	長一五三八・三

鎌倉時代 十三世紀

平安時代末期の公家・平信範の日記。藤原定家とその家人ら協力者が書写したもので、冷泉家旧蔵本。いわゆる清書本が近衛家・陽明文庫および京都大学付属図書館に現存し(重要文化財)、本書はそれにつぐ古いもので、最古の写本の欠部を補うものがあり、また定家晩年の古記録書写の事跡を知ることができる貴重な史料である。

記主の平信範(一一二二―八七)は桓武天皇の系統を引いた平氏で代々文章生から藏人に進む文章の家の生まれである。遠祖親信以来、範圍・行親・定家・知信・時信の日記が知られ、それらの日記は『平記』と総称されている。知信の二男で兵部卿、正三位にいたり、安元三年(一一七七)出家、文治三年(一一八七)七十六歳で没している。天承二年(一一三二)から承安元年(一一七一)までの日記が知られている。その時期は鳥羽・後白河院時代で、平家の興隆から全盛時代にあつたてている。定家の書写した表題には信範の官職による命名がみられるが、ふつう兵部卿の兵と信範の範と合成して『兵範記』や人名の偏などから『人車記』とよばれている。

信範が文治三年七十六歳で没したとき定家は二十六歳という年齢であり、両者には重なりあう時期があつた。定家が『平兵部記』を書写したことを示す史料は『明月記』にはみえないが、書写の用紙としてその紙背を使用した文書に仁治元年(一二四〇)七月のものが知られており(巻末論文参照)、定家は同二年八月二十一日に八十歳で没しているので、最晩年の書写事業であつたことになる。

大正二年(一九一三)冷泉家から御買上。

天皇出御

故鳥羽院月忌

後白河院法金剛院ニ御幸

近衛将官ノ列

子(記主)

前中納言朝隆没

院棧敷前

菊集(菊合)

中宮白河院ニ行啓

式子内親王ヲ賀茂齋院ニ定メル

侍従大納言成通出家
二条天皇押小路殿へ方違行幸

中宮入内

後白河院皇后宮へ御幸

後白河院・上西門院ら
平清盛設宮ノ棧敷へ

二条天皇大嘗御禊

立太子惠仁
親王
東山三条亭
へ出発

配役表

信範子信広

後白河院

惠仁親王(のちの高倉天皇)

大嘗会準備

順路

先帝六条天皇
太上天皇位ヲ
御辞退

宣命清書

宣命

東宮職員任命

先帝御辞退書

東宮大夫平清盛

第七卷 仁安二年七月七日乞巧奠、十一日尊号辞退

乞巧奠(七夕)
清涼殿東庭

新帝(高倉天皇)
勅答

後白河院
殿上テ
朝觀行幸ノ
コトヲ定メル

高倉天皇
大嘗会

悠紀方神物
ヲ運フ

順路

後白河院
御見物

悠紀標
会昌門外

廻立殿

大嘗宮
悠紀神殿

主基神殿
神座

左大臣以下参集

行幸

伊勢神宮
火災ニヨリ
新年行事
催行ヲ検討

御湯殿

悠紀神殿
二入御

神膳行列

元旦院拜礼

院拜礼

元日七日節会

弁官下向

議定ノ詞ヲ
記シ奏聞

単人吠声、
国栖奏、
風俗奏

6 公事録附図 樋口守保 三帖

恒例公事之図 上

恒例公事之図 下

臨時公事之図

絹本着色

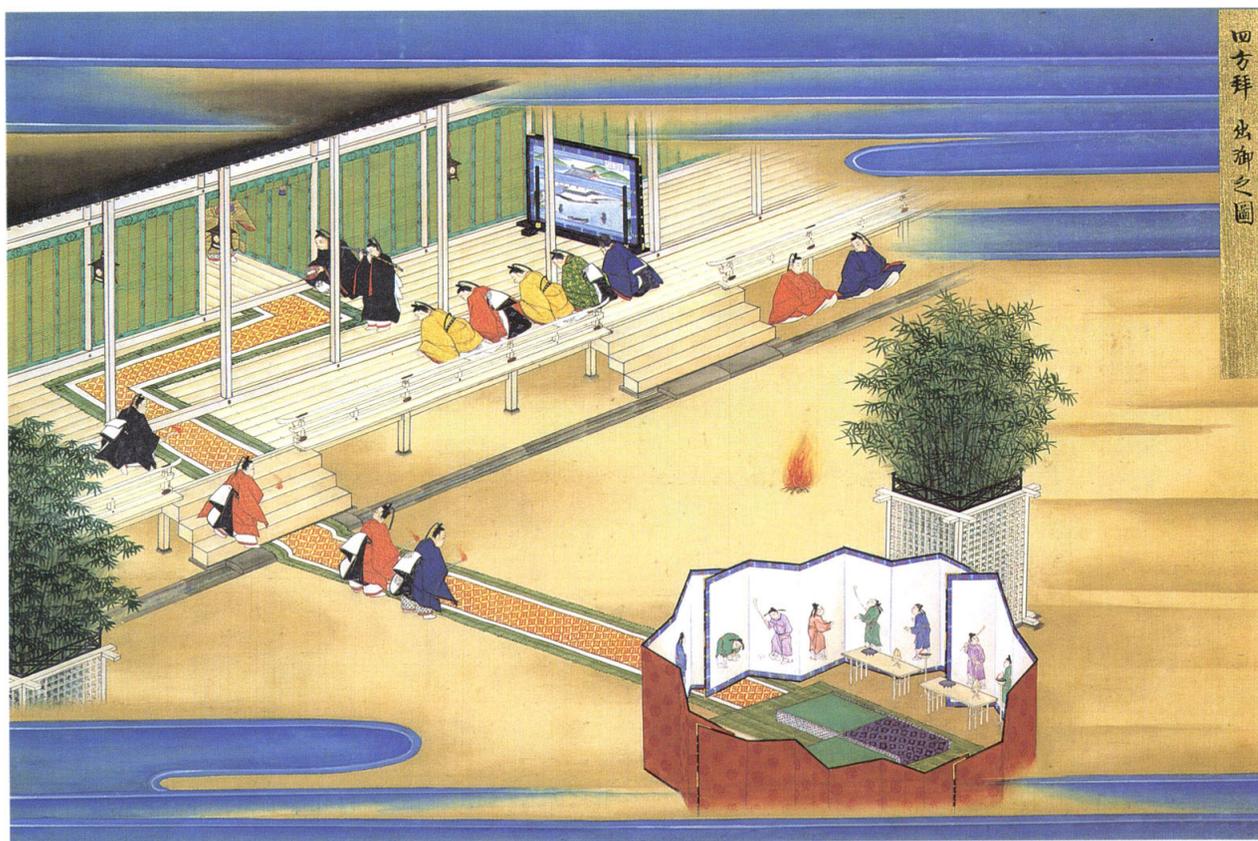
縦四二・三(本紙三五・九) 横六〇・五(本紙五四・〇)

明治二十年(一八八七)

江戸時代後期を中心とした年中行事や臨時儀式を絵図に描いたもの。公事とは朝廷の政務と儀式の意味で、儀式書『公事録』の附図のうちの恒例上下・臨時編の三帖で、樋口守保の画とされる。

『公事録』は明治維新の変革のなかで次第に衰退していく伝統的な朝廷の公事や神祇・祭祀の大小を残さず絵を加えて記録しようとする岩倉具視が発議し、中山忠能らが明治維新以前諸儀式取調所(宮内省)によっておおよそ十年の歳月をかけて明治二十年(一八八七)に完成し、明治天皇に奉呈された。全七十六点、目録一冊、本文恒例編四十五冊・臨時編二十二冊、附図に本帖三帖および御即位関係図四卷一舗がある。なお引続いて、明治二十四年に光格・仁孝・孝明天皇の御凶事部二十九冊、附図一帖が編纂されている。

絵の筆者を旧御物台帳は樋口守保とし、恒例下に添えられている目録にも樋口守保の名がみえる。守保は文政四年(一八二二)鹿児島島の生まれで守之の男、号を探月といい、絵を狩野守真に学び、ことに山水人物画を得意とした。当庁京都事務所管理の旧桂宮御遺品のうちに「探月斎守保」の落款をもつ『墨絵琴棋書画』一双の屏風があるほか、当館にも作品が所蔵されている。明治十二年諸儀式取調所絵図御用を命ぜられ本帖などを残したほか、内国絵画共進会等に出品を重ね、明治十七年の第二回内国絵画共進会では、銅章を受章した。同二十九年十二月に七十六歳で没している。なお、本書の副本が当庁書陵部にあり、その目録には絵の筆者として守保のほかに本編編者のひとり北小路随光の名がある。随光は『孝明天皇紀』附図の筆者の一人として名がみえる。しかし、本帖への随光のかかわりは分からない。



四方拜(恒例公事之図上)
四方拜(恒例公事之図上)

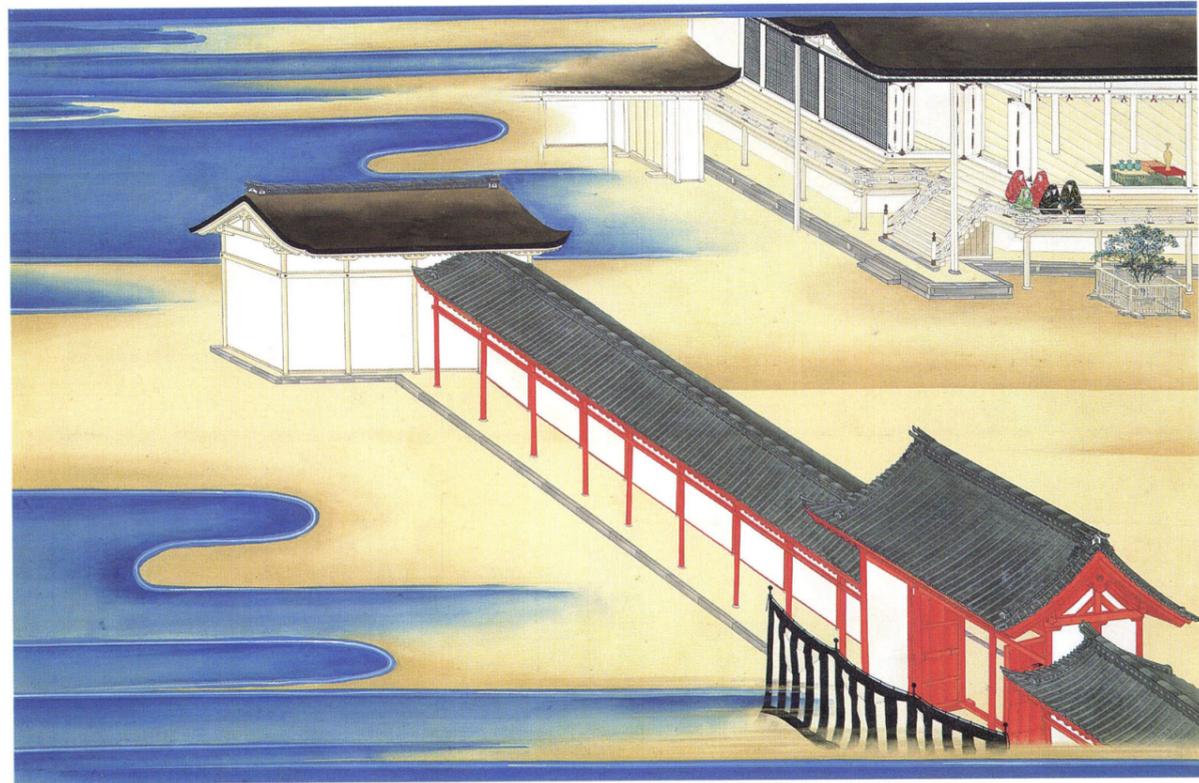
元日節會(恒例公事之図上)
九日節會公卿著外袴座之圖



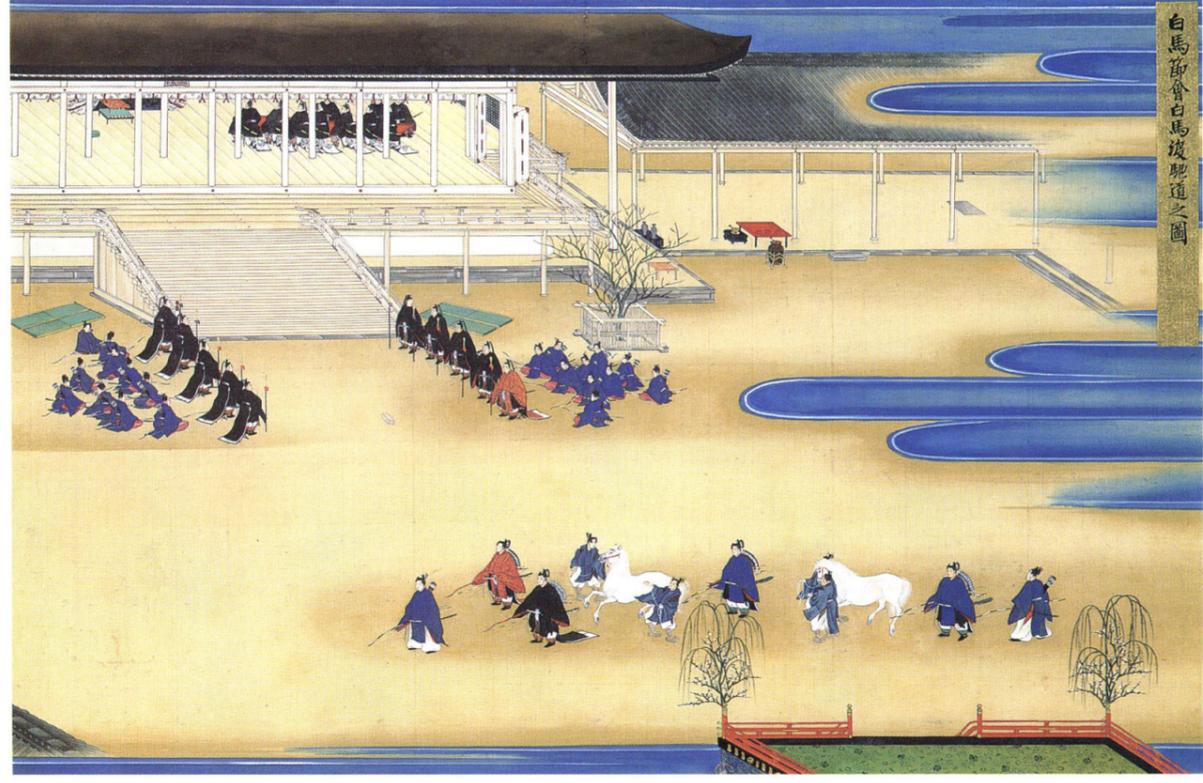
同上

九日節會公卿著外袴座之圖





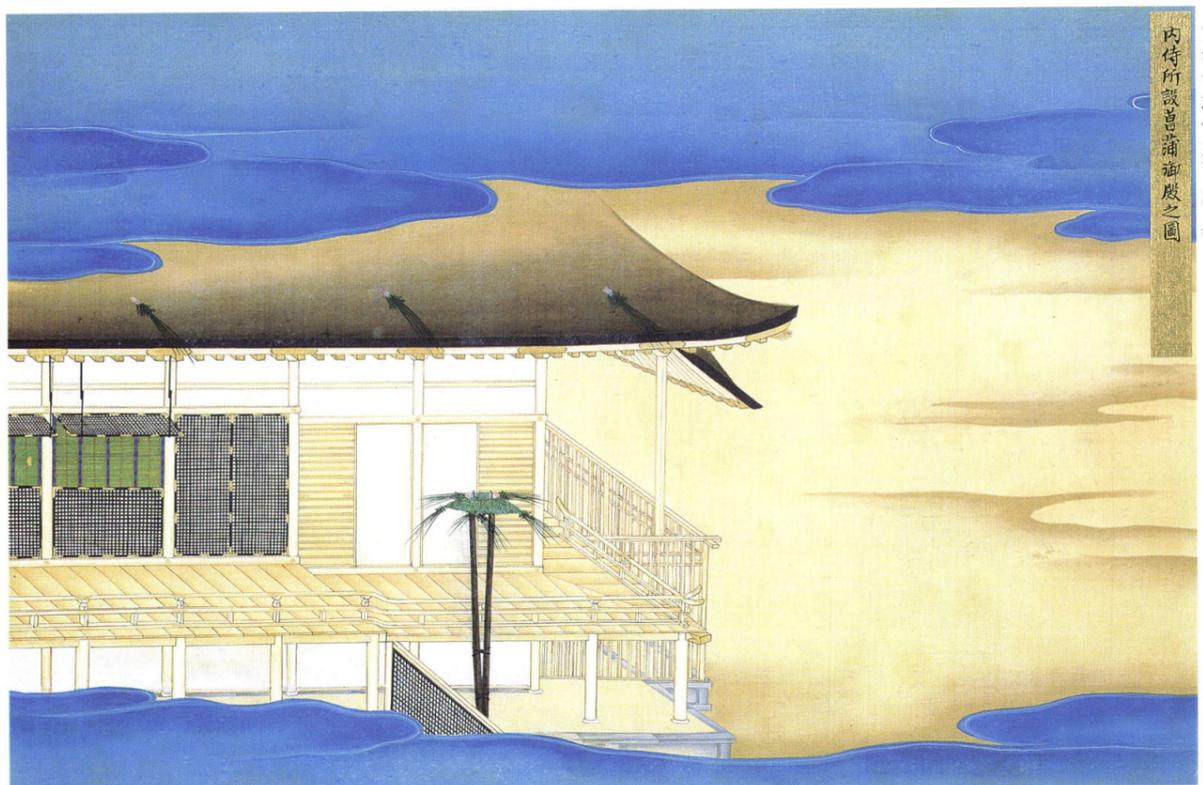
白馬節會(恒例公事之図上)

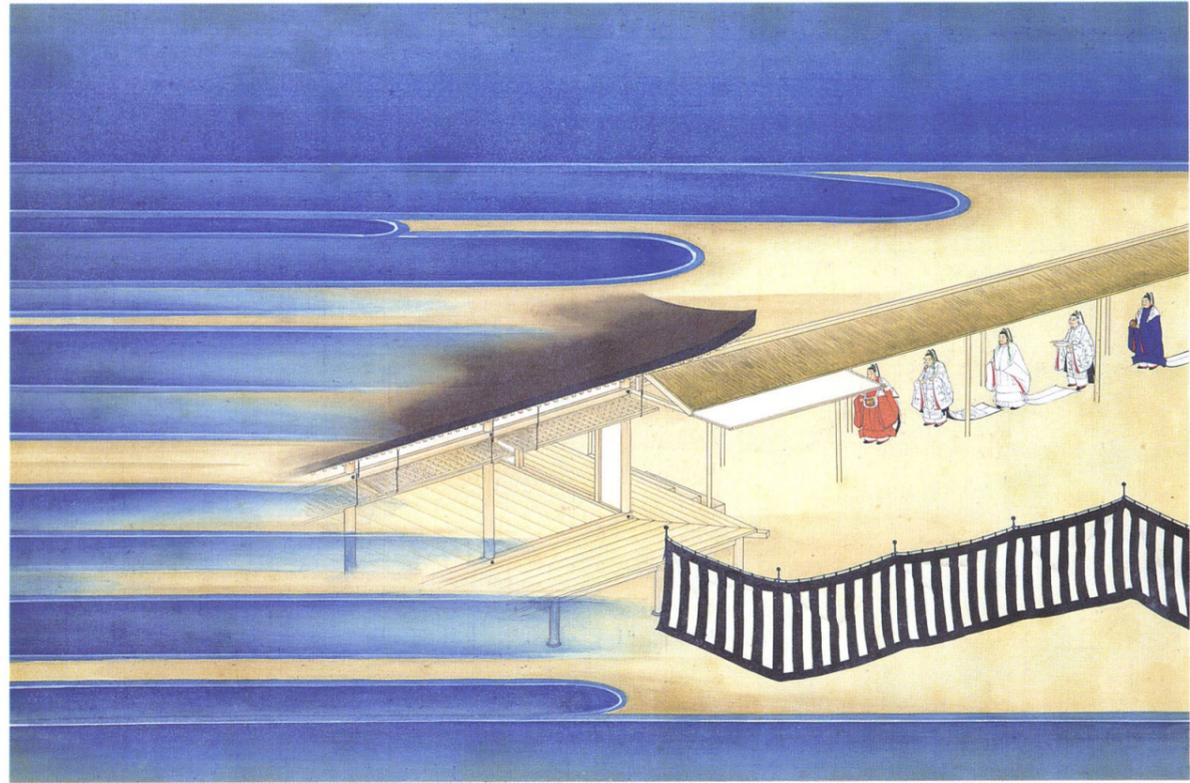


賀茂祭(恒例公事之図上)



内侍所菖蒲(恒例公事之図上)

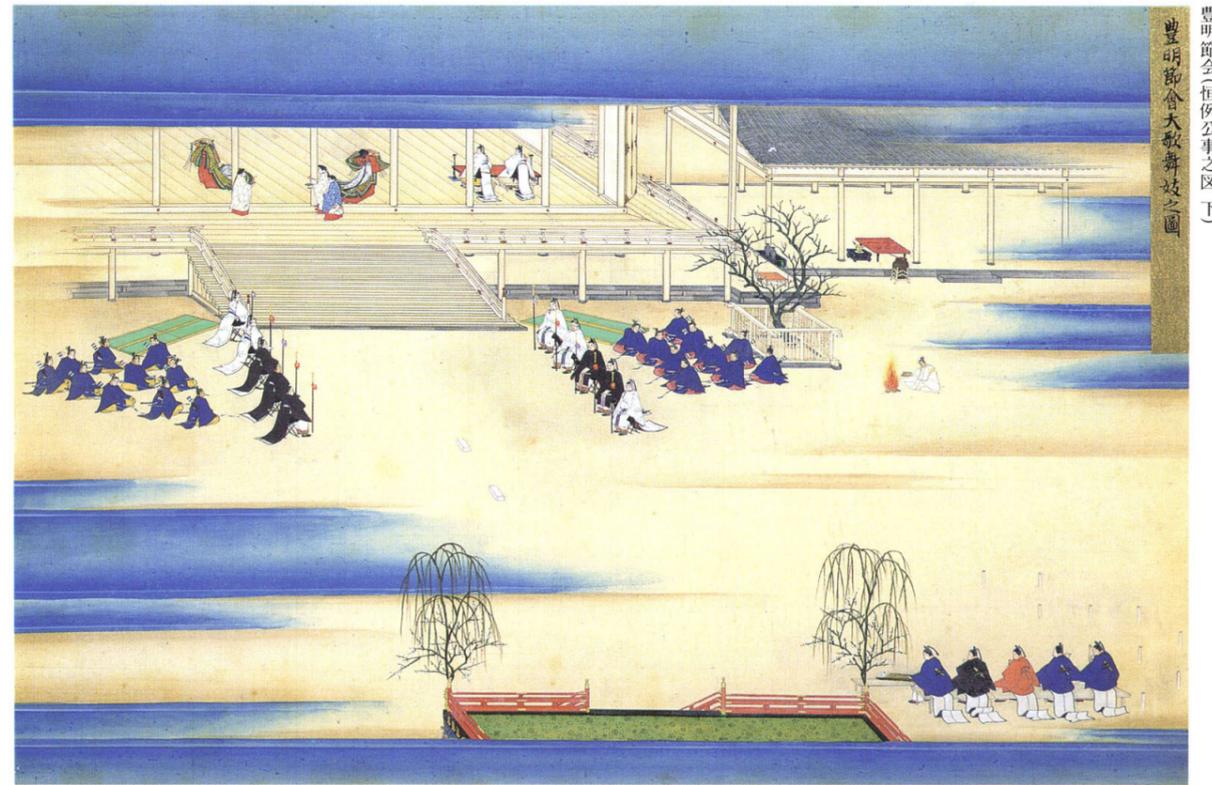




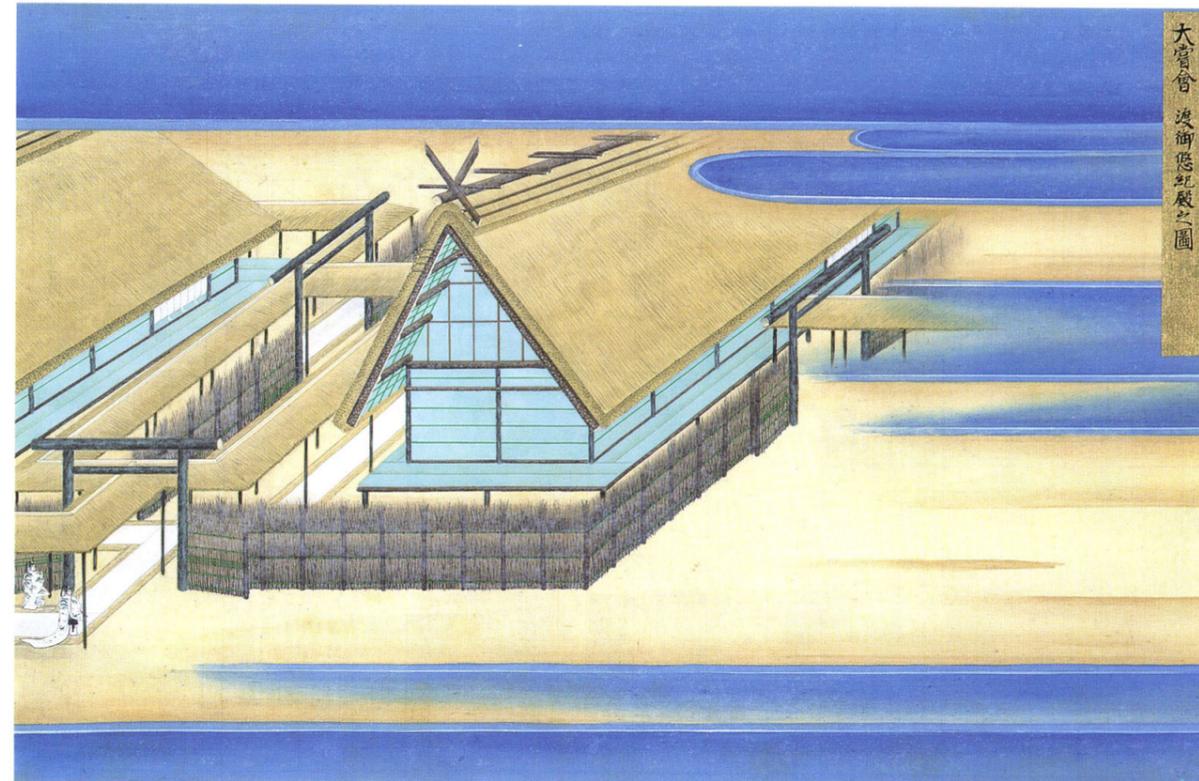
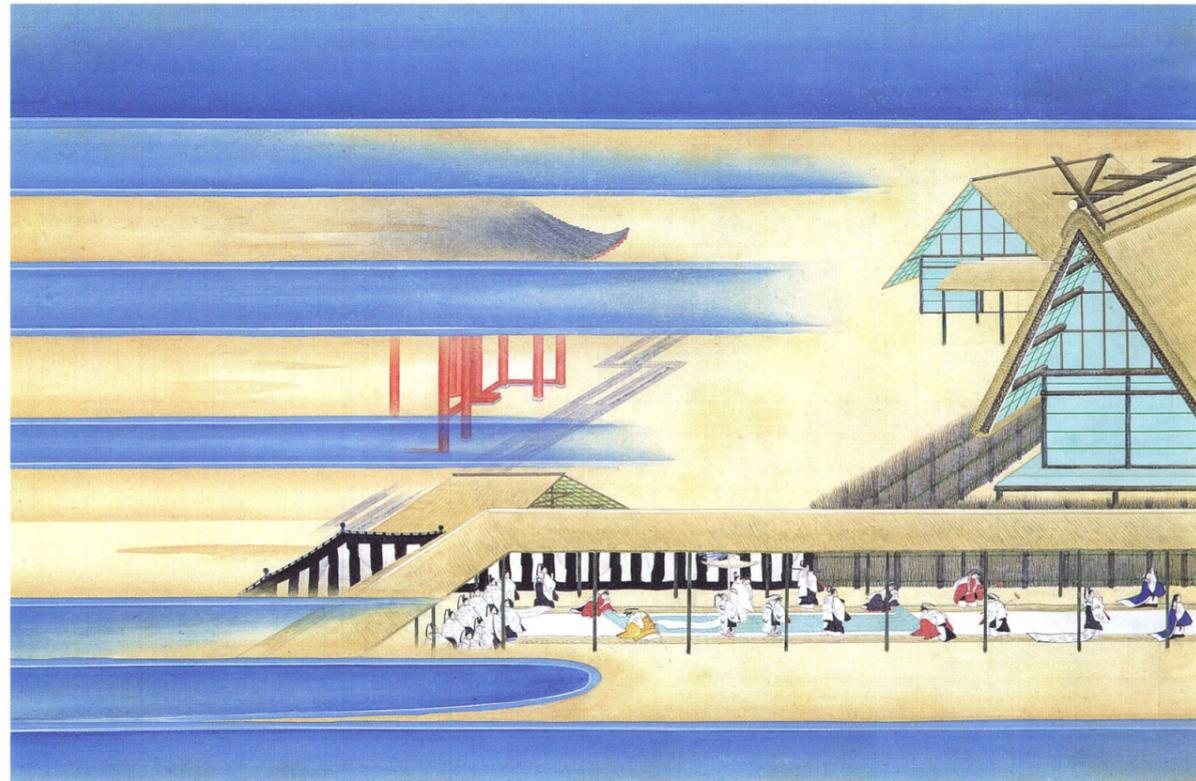
新嘗祭(恒例公事之図下)



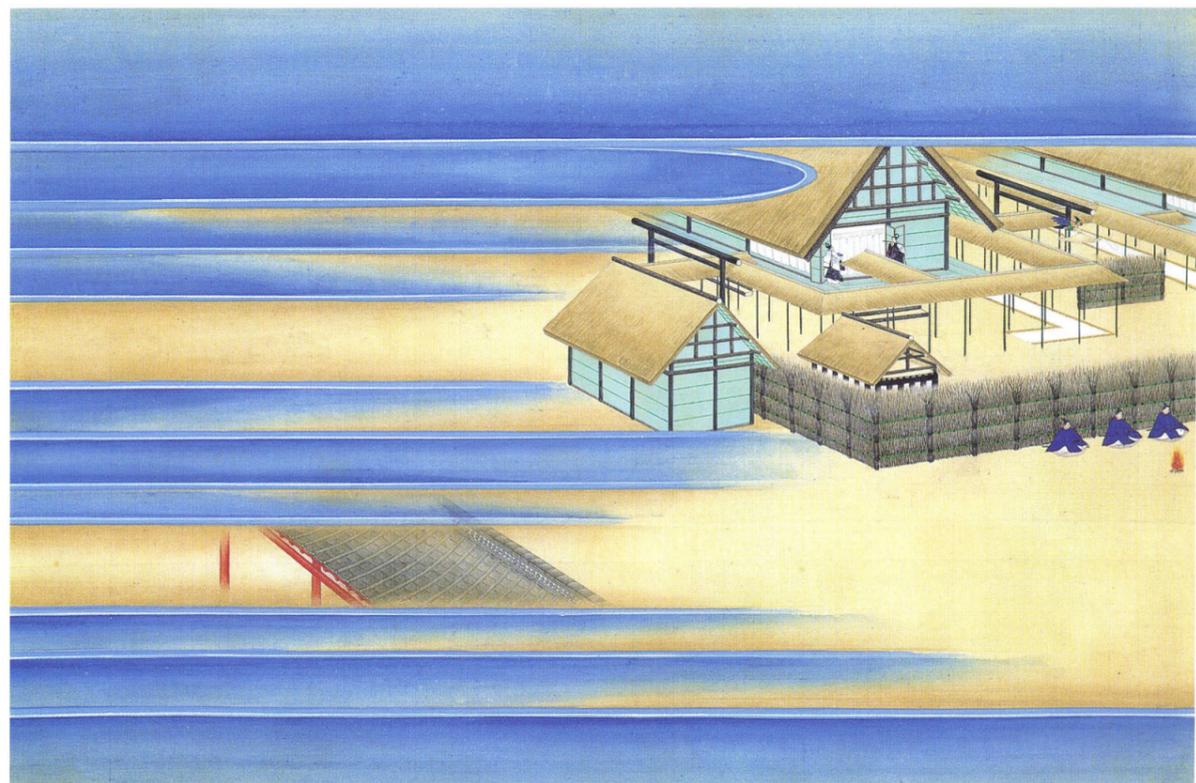
賀茂臨時祭(恒例公事之図下)



豊明節会(恒例公事之図下)



大嘗會（臨時公事之図）
 大嘗會 渡御應祀殿之圖

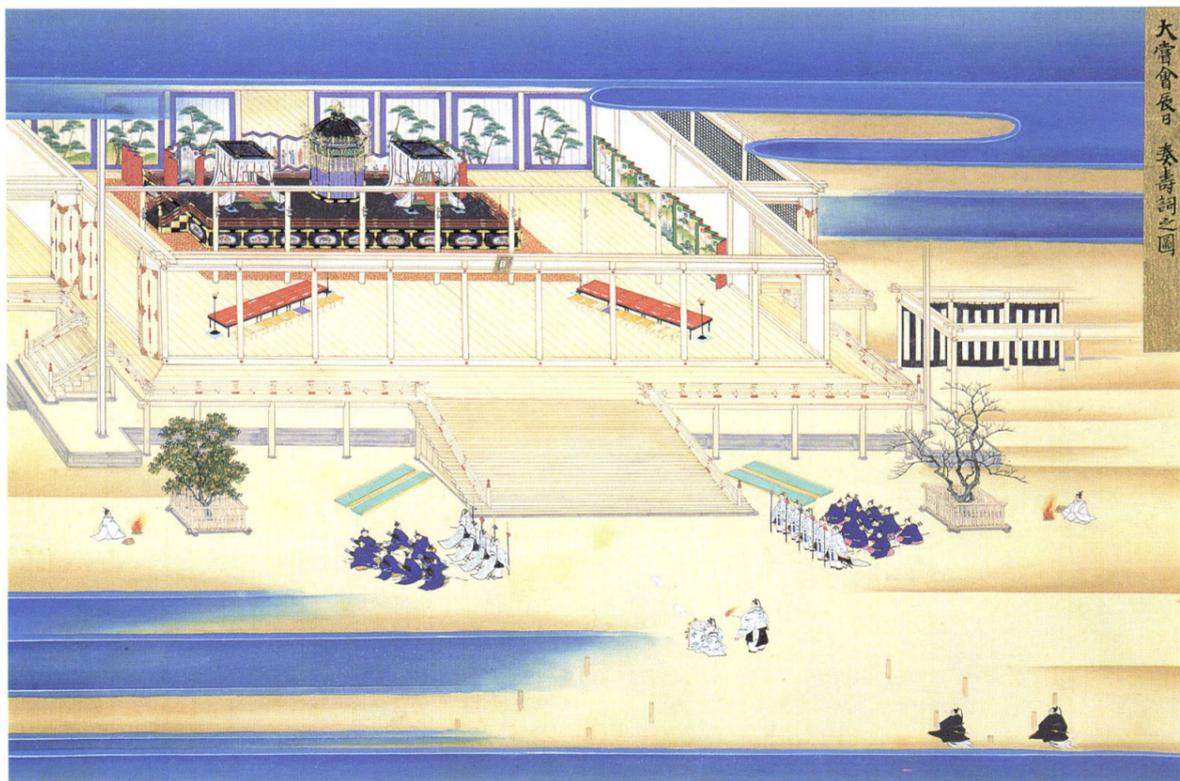


同上
 大嘗會 壬辰國風俗舞之圖

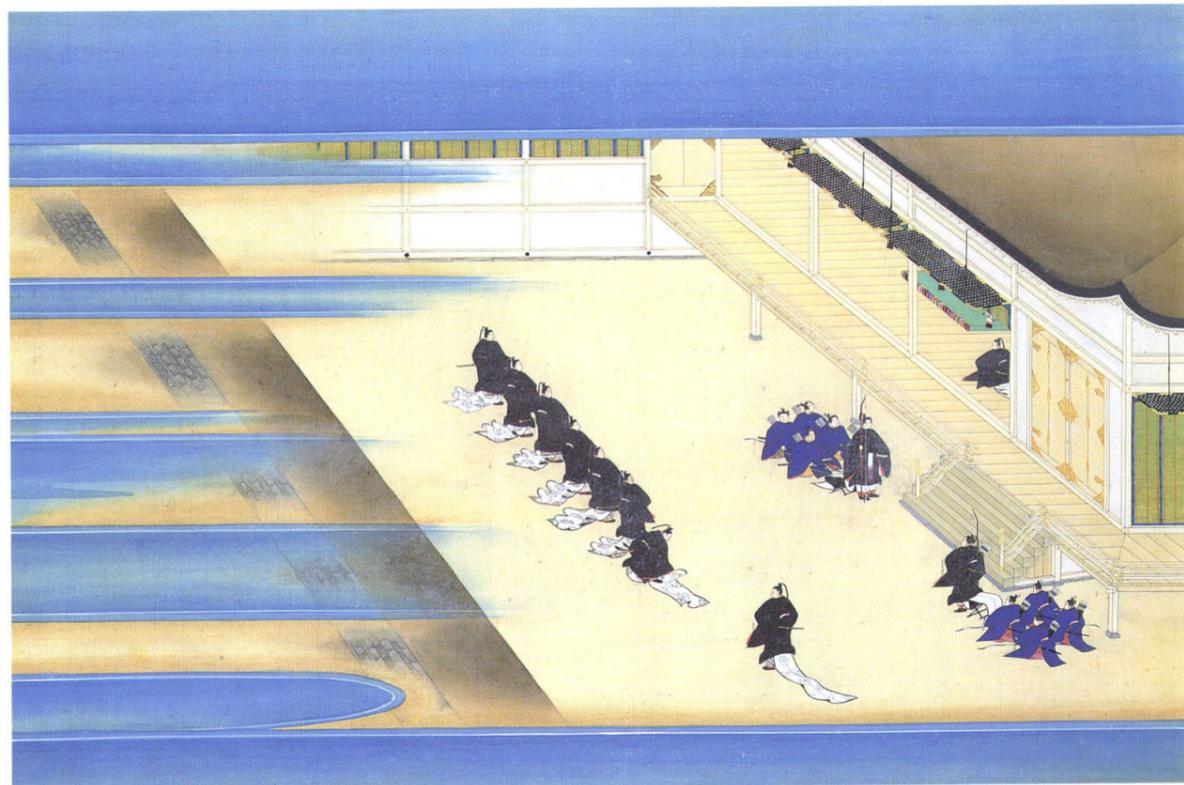
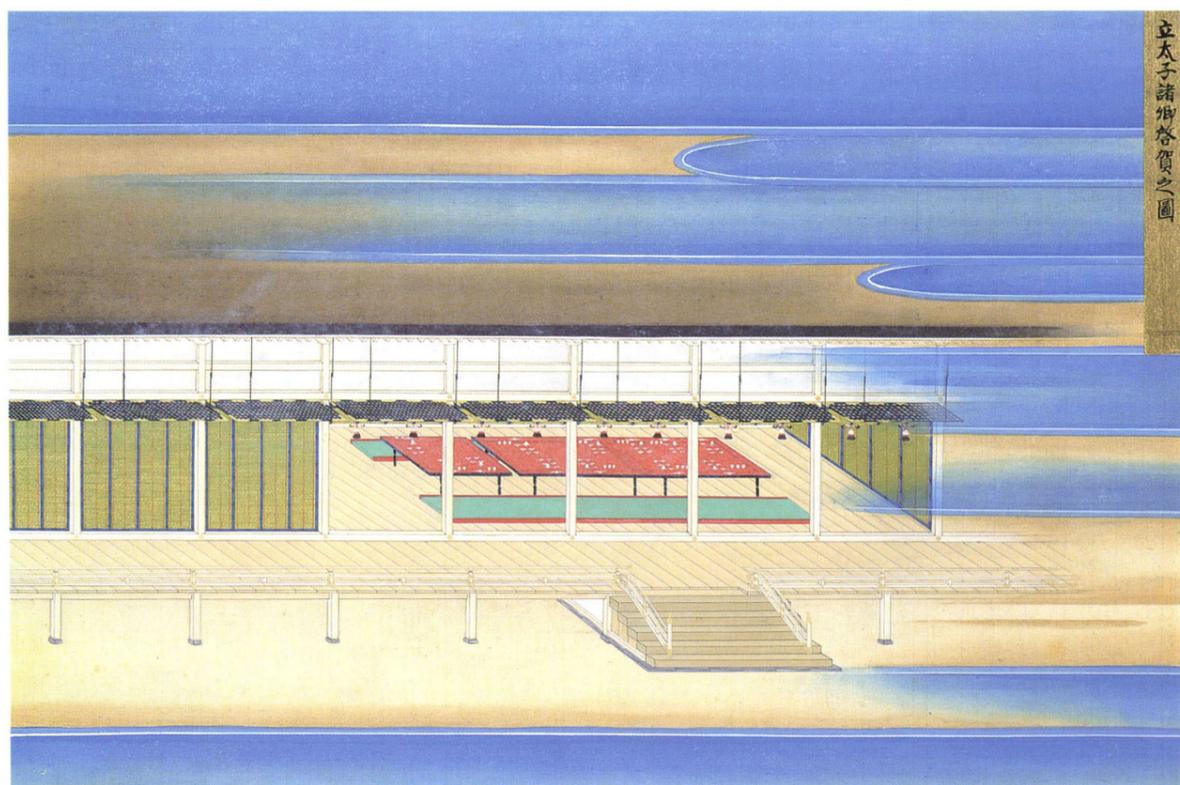
大嘗會巳日田島之圖



大嘗會辰日 奉壽詞之圖



立太子(臨時公事)之圖



冷泉家旧蔵『長秋記』『平兵部記』の史的価値について

はじめに

大正二年(一九一三)に冷泉家から『長秋記』二十二巻及び『平兵部記』(『兵範記』)十四巻が皇室に献ぜられてのち、両書は同六年四月当時の宮内省図書寮(現書陵部)において展示公開されたことがあり、今回はそれにつぐ二回目のものである。今後の十分な調査を待たなければならないが、今回の展示にあたって粗々調査したなかで気付いたことや、前回の展示にさいして紙背文書が注目され反響をよんだこともあり、それらを紹介・報告することとした。

一、両書の冷泉家における装幀について

両書とも卷子本で、藤原定家の筆跡で外題を書いた本文共紙または同系の原表紙(破損して失われたものもある)の前に、紺色の表紙をもち、見返しに銀切箔を散らし、紫の平打の組紐をつけ、軸は栴檀の切軸である。全巻をとおして薄紙で裏打ちがほどこされている。紺表紙には朱筆で外題を書き、脇に「端六枚京極殿御筆」(『長秋記』第一巻)・「墨付十五枚京極殿御筆」(『平兵部記』第五巻)などと注記し、また下端に小さく和数字で巻順を書き、そうして江戸時代後期のもとと判断される。外見上はおなじ体裁の卷子で、冷泉家に所蔵される藤原定家自筆の『明月記』・『藤原定家自筆申文案』や『台記』(巻頭の年月日のみ定家筆)などもおなじように朱筆外題のある紺色表紙をもつので、いずれも冷泉家で原本保存のために後補したものであろう。また、両書とも巻末に別紙を添え、軸付紙としたものに、「右一卷口六枚京極殿筆、／奥十一枚他筆、内一枚二書入御筆有之」(『長秋記』第一巻)・「墨附八枚、為紀注之」(『平兵部記』第一巻)などのように原本の墨附枚数や定家の筆跡の所在などを記している。この識語にみえる為紀(一八五四～一九〇五)は冷泉家二十一代当主で、『平兵部記』中の八巻に署名がある。他の四巻には為紀の署名はみえず筆跡も異なる(一卷は署名はないが為紀筆、一卷は識語がない)ようである。『長秋記』の方の識語(二十二巻のうち十巻にある)には為紀の名も、そのほかの署名もみえず、筆跡も『平兵部記』のものとは一致しないと思われる。

すでにふれた冷泉家の『明月記』巻末にも本紙とは異なる紙がつかれ墨附枚数が記されているもおなじである。その『明月記』は、巻末軸付紙の修理記によつて第十四代当主為久が享保六年(一七二二)から七年にかけて修理し、現装となったと報告されている(冷泉家時雨亭叢書『明月記』二解題)。また次節でふれるが、現在冷泉家には、当館所蔵とは別に定家自筆の『長秋記』四巻があり、そのうちの天承元年二月巻の後補表紙には紺紙ではなく雲母引の表紙であるが、その外題に「享保八年修覆了」とあり、冷泉家での修理の年次を示している。当館所蔵の『長秋記』『平兵部記』にはこのような徴証はみられないが、成巻の時期を考えるうえで参考にはなろう。『平兵部記』には為紀の署名がみえるので『明月記』の成巻の時期よりは下ると一応考えておく。『長秋記』の方はこれらとどのように係わるかは、分からない。『長秋記』と『平兵部記』を定家がいづつ書写したかについては確定出来ないが、後述するように両書は書写の年次を異にすると思われるので、以下別々にあつかうことにする。

一、『長秋記』について

(一)当館所蔵の『長秋記』の内容

冷泉家で後補した部分以外の、いわば本体の部分についてふれることしよう。

『長秋記』は二十二巻、本文は、第三巻までが無界のほか、天に二本、地に一本の界線を引き(第四巻末に天三本、地一本のもの三枚あり)、その料紙は楮紙で、書状などいわゆる裏文書(紙背文書)の紙背を使用したものがある。本文共紙ないし同系紙の原表紙があり(第三巻なし、第十三巻文字破損)、すべて定家の筆跡で「大治二年十一月 長秋記」(第四巻)などのように所収の年次や書名などを書いている。法量は縦二八・五～二九・四センチ、長五一七・八～二二六九・五センチとなっている。本文の筆者は一卷すべて定家であるものが第二・三・十・十三・十五～十七・二十一の八巻、他筆のなかに一部分が定家であるもの第一・四・五・二十二の四巻、一卷すべて他筆であるもの第六～九・十

一・十二・十四・十八・二十の十巻となつてゐる。このうち第四の識語に「右一巻口十枚不知筆、自十一枚メ奥十三枚并表紙京極殿、中院殿等ノ御筆也」(挿図1)とある。表紙と本文中の一部(本文十二枚メ以降四枚と数行)を定家の筆跡とする記述は正しいから、それ以降(九枚、一枚は定家と共存筆)が「中院殿御筆」となり、定家の書写協力者の唯一の人名ということになる。中院殿は定家の男・為家(中院禪門)を指すと思われるが、為家ならば何故この巻のこの部分だけなのか不審で、いかなる根拠によるものか不明である。冷泉家によるべき資料があつたものか。このほかには、定家以外の筆者は分ならず、不明の筆者のうちには重複する者もあると思われるが、これらについては今後の課題としたい。いずれにしても、全巻とおして外題を定家が書写していることを考えれば、定家の指揮により家人たちの協力をえて書写したものであることはいえよう。

つきに、冷泉家でととのえた巻順にしたがつて、『長秋記』の内容についてみることにしよう。

第一巻 目録第一 (寛治八年ノ承徳三年ノ康和元年)

付、寛治元年ノ同五年

第二巻 目録第二 (康和二年) 付、寛治六年

第三巻 目録第三 (康和三年ノ同四年)

第四巻 大治二年十一月、十二月

第五巻 大治四年正月、二月

第六巻 大治四年三月夏

第七巻 大治四年八月、九月

第八巻 大治五年春、四月

第九巻 大治五年五月、九月

第十巻 大治五年十一月、十二月

第十一巻 大治六年(天承元年)正、三月

第十二巻 天承元年正月母家大饗

第十三巻 天承元年夏秋

第十四巻 長承元年五月、六月

第十五巻 長承二年夏秋

第十六巻 長承三年二月、三月

第十七巻 長承三年夏

第十八巻 長承三月秋冬

第十九巻 保延元年春

第二十巻 保延元年夏

第二十一巻 保延元年秋

第二十二巻 (大治四年)十一月(冬)

以上第二十二巻の配列は最終巻を除けば問題はない。その第二十二巻は十月二十五日の前部以前を欠いているために年不明とし最末に配されたもので、記文は流布本を参照すれば大治四年十一月十二月であることは明らかで、正しい配列は第七巻につづくものとなる。したがって、第八巻となり、元の第八巻以下第二十一巻までは一番づつくりさがることとなる(現在は旧配列により取り扱われている)。なお、大正六年の図書寮展示のさいにすでに年不明は正されたと思われるが(大正六年四月図書寮編『陳列図書目録』第二部日記二長秋記)、巻立などの表示もなく一括整理した内容が示されているだけなので詳しくは分からないが、若干齟齬する箇所もある。同目録中の

大治四年春夏八月九月、 冬を加える。

長承二年夏秋冬、 の冬を削る。

長承三年二月三月夏秋、 に冬を加える。

を訂しておく。

(二) 新出の史料

『長秋記』の古写本についてふれば、記主源師時の自筆原本はすでに失われており、当館本を主とした藤原定家筆本が現存最古のものとなっている。現在われわれが『長秋記』の記文を容易にみることができているのは『史料大成』版（増補版もあるが内容は変わらない）によってであるが、その内容は目録（寛治元年～康和四年）、本記（長治二年～保延二年）である。

これを当館本に比べると目録は上下限で一致し、本記は流布本（『史料大成』版）の上限長治二年（一一〇五）に対し当館本は大治二年（一一二七）、下限は流布本の方が保延二年（一一三三）二月まで（記主師時は同年四月六十歳没）あるのに対し、当館本はその前年の九月までである。したがって当館本は流布本の上下限のなかに含まれることになるといえるが、そのなかに流布本にみえない巻がある。第二巻 目録第二、がそれである。『長秋記』の目録は当館本では上記の通りであるが（付については後述）、これを流布本に重ねると第一巻の末承徳三年（康和元年）のあとは、第三巻の康和三年の記文へとつづいており、第二巻の康和二年分が全部ないのである。したがって流布本に対して新出の史料ということになる。なお、新出の史料といっても、本書の全巻が大正十四年に東京大学史料編纂所で影写され、本巻も『大日本史料』第三編之五に部分的に引用されており、当庁書陵部（和漢図書分類目録）下にも『長秋記目録』康和二年 大正六写 一（函号）二五七・三三七のように新写本がある。

この目録というのは記文各条から必要とする事項などを抜き出したもので、それだけでは記文の全貌は分からないが、日記のなかから後日要件を捜し出すためにはきわめて便利なものである。記主本人の場合と、日記を活用した以後人の作成の二種が考えられるが『長秋記』の場合はそのいずれかは分からない。いずれにしても、本書は目録部に相当するすべての本文が失われてしまっている現在、断片ではあるが、その各条が確実に存在していたことを証し、逸文による本文復元の手掛かりを提供するものでもある。蛇足ながら後日必要な参考要件とは年中行事や儀式の作法などで、具体的にいえば、巻二の目録とは康和二年（一一〇〇）、この年師時は二十四歳、堀河天皇の藏人で左兵衛佐（正五位下）の師時がかかわったほぼ一年間（十月二十一日まで）の行事記録の抜粋ということになる。その内容は、本展示の主題に沿うものであり、未翻刻の史料でもあるので、巻末に翻刻文（資料2）を掲げることとした（図版4-1参照）。

つぎに目録第一、二の内容の末に「付」としたことについて説明しておく。

挿図2 長秋記第一巻原表紙

挿図2は第一巻の原表紙である。左端に「長秋記目六第一」とあり、第一巻の外題を示している。この表紙のつき（表紙の裏面は白紙）から本文がはじまり、前半部は定家筆で、冒頭を示せばつぎのとおりである。

寛治八年

正月

叙列人付魚袋、兵部 野劍等如常儀

帶弓箭之間、解取魚袋入尻鞆事、

左府叙人経舞台南就標隨身等留中門北程 時左大将

参院、殿上人前駟取松明、

女院御方、給隨身腰指、

（後略）

ところで、さきにみた表紙（挿図2）には外題のほかに、一見してかなりな

量の文字が書かれている。それは子細にみるとまず左半部の中央部から外題の方へ、

右大弁□

寛治元年十一月二十四日 午日節会、

宇治殿北政所薨給、九十三、

今勅長徳元年生、承暦元年八十三、土右七十、

同十二月十五日 二条関白女、尚侍

卒去、

同二年二月十八日 丹波雅忠卒、

六十八、

つぎに左半部の右端に移って

寛治二年

正月五日 四位 中右

六月二十八日「」

以上が左半部で、つぎに右半部に移って右端から、

今案奉生中宮十四歟

寛治三年九月二十八日 右府室薨、四十六、

四年八月十日 除目、伊与守顕季、敦家朝臣死闕、

五年正月二日 藏人少将俊忠巡方螺鈿細劍、

入道殿子孫公卿有此事、至殿上人者近代所

不見他、可尋知事也、

立后日、藏人少将俊忠兼勅使啓将 左有家、右俊忠、

勅使 被渡御物具、今度用五位、之時垂纓給祿、後帯、 拜了、弓箭、

となつている。最初の宇治殿北政所は藤原頼通の室源隆子(二十四日は二十二日の誤記)で以下王朝人の死亡記事がおおいが、行事参加者の装束の記事もあり、そうして目録本文と比べて異質のものではなく、流布本のように正しい年次順に記文を配置してさしつかえはない。ただ問題は目録本文が寛治八年正月からはじまり、整理して書かれているのに対して、それ以前の寛治元々五年の記事が表紙の面にとびとびに書留られていることである。一般論からいえば、表紙面にこのような記事が書かれるのはその巻の内容の抜粋である。しかしここでは本文部の抜粋ではなく、その前の部分なのである。しかも第一巻の表紙の書留は第二巻の表紙の書留に年次的に連続しているのである。

第二巻の原表紙はつぎのようになっている(挿図3)。

左端に「長秋記目六第二」とあり、第一巻とおなじように第二巻の外題を示している。そして左半部(右半部は白紙)の右寄りから、

寛治六年三月二十五日 公実・基忠・保実・仲実・俊家

挿図3 長秋記第二巻原表紙

俊忠復任、

十二月十九日 播磨前司定綱朝臣卒 六十一、

経家中納言養子関白殿不可有御服、

二十九日 今夕左少将俊忠朝臣并侍中為宣・定仲

於下侍洵醉頗狼藉多、端方及落冠、是

上戸所致歟、人々有咲気、

とある。巻二の本文はすでにふれたように、康和二年の目録部であるから、表紙の寛治六年の書留は内容上から本文とは関係しない。むしろ巻一の表紙の右半部の寛治五年の書留と連続するとみるべきであろう。目録には第三巻めがあり、本文は第二巻から連続するが、この巻の原表紙は失われてしまい現存しない。おそらくその部分に寛治七年の書留があったと思われる。その書留によつて目録部は年次的に寛治元年から同七年までが揃い、巻一の目録本文寛治八年に続くことになる。このように記事の内容はおなじでも、表紙部と本文部に別れている記載の違いを注意して前者を「付」としたのである。

一体このような書留がどうして起こったのであろう。残念なことに、巻三の原表紙は残されていないから、巻一、二の原表紙だけで考えなければならぬが、この二巻の表紙のすべての文字は定家の筆跡である(本文は他筆も交じる)。定家が手にした「長秋記」の親本にこれらの書留がすでにあり、それをそのまま書写したものと考えるか、または定家側のなんらかの理由によつて生じたものかのいずれかであろう。親本が存在しないので推測でしかないが、一案として「長秋記」の親本の目録部を家人らと書写したあと、逸文を発見して表紙の余白を利用して定家が追加の書留をしたと考えておくが、なお考慮の余地は多分にある。

(三) 他所にある定家筆の『長秋記』

さきに当館本を主とした藤原定家筆本が現存最古のものであるとしたが、この点についてふれよう。定家の書写した『長秋記』が当館以外に存在するところがつぎのように報告されている。

一、冷泉家時雨亭文庫所蔵四卷(重要文化財)、『月刊文化財』平成元年七月な
ど)

(一) 大治四年八、九月 (八月一日より九月十九日途中、同二十八日

途中)より、二十九日(一部欠)

表紙欠 縦一五・五cm(一六・〇あり)長五九七・三cm 十二紙 無界

楮 紙背文書

(二) 大治六年(天承元年)正月 (正月二十七日より同二十九日)

原表紙(本文料紙共紙) 縦一六・〇cm 長九七・五cm 三紙 無界 楮

外題「天承元年正月」(定家筆)

(三) 天承元年二月 (二月二日より五日(巻末五行分余白))

原表紙(本文料紙共紙) 縦一五・六cm 長一六六・三cm 四紙 無界

楮 紙背文書

外題「□承元年二月両院御熊野詣」後補雲母引紙表紙

(四) 天承元年三月 (三月二十二日(途中)より二十五日)

原表紙(本文料紙共紙) 縦一六・〇cm 長一五六・九cm 三紙 無界

楮 紙背文書

外題「天承元年正月」(定家筆)

二、早稲田大学図書館所蔵一卷(『館蔵資料図録』)

大治五年正し四月 縦一六・〇cm 長五四四・五cm 無界

中に二カ所に切り取りがあり、そのうち一枚が徳川美術館蔵の
手鑑『玉海』に貼り込まれている、とする。

三、梅沢記念館所蔵一卷(田村悦子氏「長秋記の別本について」、『美術研究』二

五九号、なお同館に昭和四十四年「春季特別展図録」あり)

大治五年正月 (正月一日より長巻(八日まで図版))

縦は次項四にほぼおなじ、とする(現在所蔵者をかえた由、所在
不明)。

四、徳川美術館所蔵手鑑二種のうち(田村氏論文)

(一) 天承元年二月(推定)断簡 手鑑『藁叢』のうち、

縦一五・七cm 横一三・七cm(十行)

一、冷泉家時雨亭文庫所蔵四卷のうち(三)天承元年二月のうちか
(現存部五日以前には直接接続せず、九日以前の記文の断
簡と思われる)。

(二) 大治五年三月断簡 (三月十六日首欠、二十五日途中)手鑑『玉海』の
うち)

縦一五・四cm 横一一・五(九行)

二、早稲田大学図書館所蔵一卷の部分。

五、昭和三年子爵細川家入札目録(四七)所載、定家卿記録卷(田村氏論文)

保延二年日記

字詰めから推測して東山御文庫本(当館本をいう)のつれ、とす
る。

これらのうち四の手鑑二種のうちの断簡は、一の(三)と二のうちに含まれる
と思われるから、定家筆の『長秋記』で他所にあるものは、

大治四年八、九月(冷泉家時雨亭文庫所蔵)

大治五年正し四月(早稲田大学図書館・徳川美術館所蔵)

大治五年正月(不明(梅沢記念館旧所蔵))

大治六年(天承元年)正月(冷泉家時雨亭文庫所蔵)

天承元年二月(両院熊野御詣記)(冷泉家時雨亭文庫・徳川美術館所蔵)

天承元年三月(冷泉家時雨亭文庫所蔵)

保延二年日記(所在不明)

となり、このうち最末の保延二年日記だけが当館本と形状(長さ二十九センチ
前後)をおなじくするものようであり、その他は十六センチほどの丈の短い
ものである。所収年次を概観すれば、天承元年二月(両院熊野御詣記)と最末
の保延二年日記が当館本にはみえず、他の五卷(そのうち二、三は重複か)当
館本のもと重なるようである。この五卷と当館本と重なる部分でおおきく
異なる点は、他所のものがすべて定家自筆であるのに対して、当館のものは
すべて定家以外の他筆であることである。定家以外の他筆であっても、自筆
他筆かわりなく定家の外題をもち、一巻のうちに両筆が混在しているもの
があり、また、他筆を定家が補訂しているのをみれば、当館本は定家が指揮
して書写事業をすすめたのは疑いないことである。定家が『長秋記』の丈の長
短二種の写本をどのような理由でいつ作成したかは分からない。両書の詳細
な検討をまたなければはっきりしないが、部分的な対校での推測でいえば、
定家自筆本の行間の追記が他筆本では正されていることや、自筆本の方にみ

える文字を他筆本では落としているなどから、他所の丈の短い自筆本が先で、当館の他筆本が後のように思える。

(四) 紙背文書について

他所の自筆本や当館の自他筆混合本には書写した時期を示す奥書などはみられないが、定家自身の日記『明月記』の嘉禄元年十一月五日条に、定家が家司として仕えた前撰政藤原道家から「長秋納言記一合」を賜っている記事がみえる。この記事を『長秋記』の書写のためと考えればこの年次に近い時期の紙背文書が書写の料紙として使用されている可能性は十分にある。ちなみに、嘉禄元年(一二二五)は民部卿、前参議、従二位、六十四歳の時である。

当館本二十二巻のうち紙背文書をもつ巻は第一・二・四・二十一・二十二の六巻である。紙背文書の利用は当然のことながら前後、天地が切られている場合がおおく、文書の剥ぎとりもあり、そのうえ裏打紙も加わっていて、その作成時期の判定を困難なものにしている。したがってこの調査はその一部でしかなく今後の調査にまたなければならぬ。なお、この紙背文書も大正十四年に東京大学史料編纂所によって影写本が作られている。

巻四と二十一の二巻に民部卿宛の文書が数通みえる。定家が民部卿に任せられたのは建保六年(一二二八)七月のことであるからこれらの文書は建保六年七月以後に書かれたことを意味する。また、尾部を失って宛先も差出者も不明な書状ながら、文中に安嘉門院・北白河院・新三品範某の名のみえる書状が巻二十一にある(挿図4)。

明後日^{十六日}安嘉門

院御仏名候、而上達部

一切無領状候、奉行者不

背之故歟之由、相存候之処、

北白河院御方同夜可被行

云々、仍相尋彼奉行^{人等}

候も、新三品^範之外皆以故障

云々、近日之様に□□候けり、御

出仕中絶之後者如此事

(尾欠)

尾部を欠くため差出人も年次も不明な書状で、文意も通じ難い箇所がある

挿図4 長秋記第二十一巻紙背文書

が、明後日が十六日で、その日に安嘉門院と北白河院が御仏名を行われるが、お世話をする公卿(上達部)がおらず、新三品^範しかないことなどが窺える。仏名は仏名会のこと、年末にその年に犯した罪障の消滅を願う法会で、宮中をはじめ一般人にいたるまで十二月に行う年中行事である。したがって、この書状は十二月十四日付けということになる。安嘉門院は後堀河天皇の准母邦子女王で、門院号をうけたのは元仁元年(一二二四)二月で弘安六年(一二三三)に没され、北白河院は後堀河天皇の御母藤原陳子で、貞応元年(一二三二)七月に門院号をうけ、暦仁元年(一二三三)十月に没されている。二人の門院が存命中の時、新しく公卿になった三位範某(新三品^範)とは、嘉禄元年四月に非参議、従三位となった藤原範宗しかいないと思われる。これらの年次の条件を具備して符合する記事が定家の『明月記』の嘉禄元年十二月十四日条にみえる。

十四日、天晴、(中略)知宗送書云、明後日安嘉門院御仏名、範宗之外

無参公卿、構参哉、同夜北白河院被行、又無其人^{云々}、罷官以来不致

朝衣沙汰勿論之上、自夏足有所勞、不能著啓申了、

(平)知宗が書状で「明後日安嘉門院の御仏名があり範宗のほか公卿がないので、参るよ」という。おなじ夜に北白河院でも行方がそちらも無人とのこと。「免官以来制服を着るよ」というものもある。なお、十八日条に北白河院で一昨日仏名があったことを記している。

このように、さきあげた『長秋記』巻二十一の紙背文書の一紙は尾部を欠くが、嘉禄元年十二月十四日付の平知宗の書状であることになる。嘉禄元年十一月五日に藤原道家から「長秋納言記一合」を賜った年であり、わずか一紙ではあるがその一カ月あまり後の書状の反古が『長秋記』の書写の料紙に使われていることは、この「長秋納言記一合」によって当館本が書写されたことを意味している。嘉禄元年十二月十四日以後のある期間に書写の業がなされたことになる。ただし、その具体的な時期については分からない。

ところで巻三の紙背文書につきのような書状がある(挿図5)。これも差出者も年次も分からない。

称東丹国使□

改名事などや候や

らん□

高麗・渤海相並事、無

異議候歟、延喜十九年、渤海使来朝候、延長七年

渤海使裴球来朝之時、□

東丹国使被召過状、被返□

候歟、大宋之末にも、渤海

存候歟、本文可引□勸例之、

一旦雖被滅其地、以□□□

復故地者、漢家之法候、

高麗尚存之条、又勿論

候、恐々謹言、

朝鮮北部から中国東北地方の東部の国である高麗・渤海の消長についての質問(定家か)に答えているもので、文中にみえる前代の延喜十九年と延長七年の使節来朝は史実に徴して正しいが、問題は鎌倉時代前期—嘉禄元年ころ—にこのような事柄がどのような契機で話題になったかという点である。ところで、嘉禄三年五月に高麗国から太宰府に牒状が発せられ(同年二月付)、対

挿図5 長秋記第三巻紙背文書

馬の島民のかの地全羅州での略奪をやめさせることと、その処置の復命を求めることがあり、大宰大貳が島民を処刑し、上奏することなしに返牒するという事件がおこっている。この事件と前引紙背文書の関係の有無などについて識者のご教示を賜れば幸いである。なお他の紙背文書の調査も今後の課題である。

なお、参考までに『明月記』は嘉禄元年のはじめに『源氏物語』五十四帖を書きさせた記事がみえる。

(二月)十六日、(中略)自去年十一月、以家中小女等令書源氏物語五十四帖、昨日表紙訖、今日書外題、(下略)

記文によれば本文は定家が書かず家中の子女たちに命じており、前年の十一月着手、二箇月余かかって昨日二月十五日に表紙をつけ、今日外題を書いた、としている。かなの文学作品と漢文の日記とは事情が異なるであろうから、『長秋記』や『平兵部記』をこれによってただちに類推することはできないであろう。

紙背文書の下限年次を求めて粗々調査してきたが、小節の最後に大正六年の図書寮の展示にさいして注意されている年次の古い紙背文書についてふれておく。巻一の紙背は寿永二年(一一八三)の具注暦である(展示番号2)。寿永二年は定家二十二歳の時であり、位官は従五位上、侍従、最初の妻兵部卿藤原季能女と結婚のころかといわれている。定家が寿永二年の暦を使用していたことは十分考えられるが、その暦を反古として寿永二年に近い時期に『長秋記』を書写したとする特別な徴証はみられない。他の巻とおなじく嘉禄元年末以降とみるべきもので、すくなくとも三十五年後となる。恐らく『長秋記』の紙背文書が一番古いものであり、定家が書写の材紙をどのような範囲で調達したかを考える材料の一つにはなろう。この暦に定家の手摺の跡はみられないが、定家壮年期の源平攻防の激動の時期の遺品といえよう。

二、『平兵部記』について

(一) 当館所蔵の『平兵部記』の内容

『長秋記』にならって冷泉家で加えた後補部を除いた本体部について、ふれる。『平兵部記』は十四巻、本文は天に二本、地に一本の界線を引くもの第二・七・十・十二・十四の七巻、天地各一本の界線を引くもの第三・六・十一・十三の六巻、第一巻のみ天三本、地一本の界線を引く。その料紙は楮紙で、わずかに斐紙を混ぜる巻(第十四)もある。書状など紙背文書をもつ巻もある。本文共紙の原表紙をつけるが、巻一・十二の二巻は失われてない。外題は文字が破損して判読し難い巻(第二・七)もあるが、すべて定家の筆跡で『長秋記』とおなじように所収の年次と書名を『仁安元年十月 平兵部』(第三巻、挿図6)のように書く。『平兵部』とし「記」はみえないが、これによって一般にいわれている『兵範記』『人車記』ではなく、当館本を『平兵部記』とよぶのである。法量は第一巻が縦三〇・六センチ、長四〇・三センチ。第二巻以降は縦二七・九〜二八・八センチ、長七三・五・六〜一八一・〇センチであり、第一巻がやや縦の長いものである他はほぼ揃っている。第一巻については後でふれたい。本文の筆者は一卷すべて定家であるもの第五・七・九・十二の五巻、他筆のなかに一部分が定家であるもの第八・十四の二巻、一卷すべて他筆であるもの第一・四・六・十一・十三の七巻となっている。他筆の筆者にかかわるものと思われるものに第十四巻の巻末の上部の界線にかけて小さく「広教寺書写了」とある(挿図7)。ただ本文との筆跡とは異なるようで、しかも広教寺についての知識がな

挿図6 平兵部記第三巻原表紙

く、今後の調査にまちたい。結局いまのところ定家以外の筆者はわからないが、定家の指揮によって本書も書写されたとするこはいえよう。

つきに、まえにならって冷泉家で整えた巻順にしたがって『平兵部記』の内容についてみることにしよう。

- | | |
|-----|---------|
| 第一巻 | 平治元年十月 |
| 第二巻 | 仁安元年九月 |
| 第三巻 | 仁安元年十月 |
| 第四巻 | 仁安元年十一月 |
| 第五巻 | 仁安二年九月 |
| 第六巻 | 仁安二年十月 |
| 第七巻 | 仁安三年七月 |

挿図7 平兵部記第十四巻巻末

第八卷 仁安三年九月上

第九卷 仁安三年九月下

第十卷 仁安三年十月

第十一卷 仁安三年十一月上

第十二卷 仁安三年十一月下

第十三卷 仁安三年十二月上

第十四卷 仁安三年十二月下

以上十四卷である。

『平兵部記』は『兵範記』『人車記』の名で記主平信範の自筆清書本(原本ではない)が陽明文庫及び京都大学附属図書館に知られており(重要文化財)、定家書写の当館本はこれらに次ぐ古写本であるので両者の年次の重なり具合をみることにしよう。陽明叢書『人車記』四解説による目録を上段に、当館本所収年次(下段)を中心に掲げてみよう。

(1)天承二(長承元)年(一一三二)七月―十二月 京都大学蔵

(中略)

(12)仁平四年四月―六月 陽明文庫蔵

(中略)

(29)保元三年(一一五八)十月―十二月 陽明文庫蔵

①平治元年(一一五五)十月 当館蔵

②④仁安元年九月―十一月 当館蔵

(30)仁安二年(一一六七)正月 京都大学蔵

(31)仁安二年三月 陽明文庫蔵

(32)仁安二年四月―六月 同右

(33)仁安二年七月―九月 同右

(34)仁安二年十月―十一月 同右

(35)仁安三年正月 京都大学蔵

(36)仁安三年二月 同右

(37)仁安三年三月 陽明文庫蔵

(38)仁安三年四月―六月 同右

(39)仁安三年七月―八月 同右

(40)仁安三年九月 同右

(41)仁安三年十月 同右

(42)仁安三年十一月 同右

⑦仁安三年七月 当館蔵

⑧⑨仁安三年九月上下 当館蔵

⑩仁安三年十月 当館蔵

⑪⑫仁安三年十一月上下 当館蔵

(43)仁安三年十二月 同右

(44)仁安四年(嘉応元年)正月 同右

(中略)

(53)嘉応二年三月―十二月 同右

(54)承安元年(一一七二)十一月―十二月 京都大学蔵

以上によって当館本は第五巻以降年次が清書本、とくに陽明文庫本に重なっていることが分かる。当館本と陽明文庫本との関係は、粗々対校の結果多少の異同がみられ当館本の親本は清書本のほかに求めるべきものかと思われるが、信範の自筆原本が失われて存在せず、(11)(12)仁平四年四月―六月記が重複する(陽明叢書『人車記』四解説)ことから清書本に二種あるとする説もあり、本文の精密な調査が必要である。清書本にみえない四巻は、当館本が最古写本ということになる。このうち第二―四巻は流布本(『史料大成』)にはみえるので、内容からいえば残った第一巻が新史料ということになる。

なお、定家筆本の他所にあるものとして断簡などによって仁安二年七・八・十一月の存在が報告されているが(辻彦三郎氏『藤原定家明月記の研究』)法量などは不明である。

(二)新出の史料

当館所蔵『平兵部記』第一巻平治元年十月記は清書本にも流布本にも記文がない新出の史料であるのでこれについてみることにする(図版5―1参照)。

冷泉家で後補した紺表紙には朱筆で「平兵部記^{保元四年}」とあり、また、巻末の識語にも「墨附八枚^{為記注之}」とあり、第二巻以降とおなじである。ただ、他の巻とくらべて丈が一センチ強ほど高く、天の界線が三本ある点が異なっている。原表紙はなく、筆者は定家ではなく、その協力者である。本文巻頭をややあけて月名を一行書き、改行して、天第一線の下から日付を書き、干支は書かず記文をつけ、第二線で記文をそろえている。天第一行めの月名は破損していて、現状では読めないが、一日から三十日まで日次はつづいている。したがって一見しただけでは平治元年十月記とは分らない。保元四年は四月に改元して平治となるが、その改元の記文として『人車記』が『改元部類』(『続群書類従』卷二八三)に引用されていて、この年に信範の記文があったことは知られるが、十月記までは分らない。平治元年(保元四年)は藤原忠親の『山槐記』ほかわずかな記録が知られるだけでそれも十月記はない。煩わしいが、しばらく本書の記文から平治元年十月記を検証してみよう。

三日条の末に「今朝前中納言朝隆逝去云々、俄死胸云々、生年六十三云々、不及沙汰、々々」とある。藤原朝隆の死は『公卿補任』により平治元年十月三日と確認できる。十四日条の「今日侍従大納言御出家云々、御所勞之体、物気云々、不及沙汰、々々」も平治元年十月十四日に出家した藤原成通の記事であり、これも『公卿補任』の記述に一致する。また二十一日は大嘗会御禊が行われているが、これは前年即位された二条天皇が次月十一月二十三日に催される大嘗会のための御禊(賀茂河原でみそぎを行われる)であると知られる。以上これらの記事から本巻が平治元年十月記として誤りはない。

この巻の記事はどれをとっても新出の史料であるが、とくに二十一日の大嘗会御禊の記事は、ほかには後世の編纂物しかないようで、本書は実際の見聞記である点で貴重であり、一代一度の王朝の盛儀として本展示の主題にそつものである。前日の記事とあわせて翻刻文を別に(資料3)掲げておく。簡単に文意を示せば、二十日は翌日の二条天皇の御禊行幸のお列をご覧になられるため後白河院(御父)・上西門院(御祖母)・中宮・院女御が閑院の地(二条大路に面し、西は油小路・東は西洞院大路まで)に平清盛が設営した豪華な棧敷に集合され、そのお供の公卿や近衛の将官のさまが記されている。二十一日は行幸当日、記主信範(侍従・少納言・安芸権守・正五位下、四十八歳)は巳刻(午前十時ころ)参内、供奉はいつもの行幸とかわらない。馬に付ける鞍などの馬具は、杏葉などの飾金具や美しい組紐で飾った。天皇のおでまは末廻(午後二時ころ)、出発の儀式作法はいつものとおり、節下(御禊行幸の総指揮官)の大臣は内大臣藤原公教、以下大将代(副官)、前次第使長官(行列の指揮官)、御後長官(後詰めの指揮官)、お供の殿上人、近衛の将官らが着用の衣服の文様などとともに記されている。また、院ご見物の棧敷辺の記述が詳しいが、賀茂河原での記述は簡単に、「河原之儀并委細事等可尋記之」としている。ところで、この記文のなかで記主を『平兵部記』の記者信範とすると不審な箇所があるので指摘しておきたい。すでにふれたようにこの御禊行幸に供奉しており、行列のなかに「予」として自身を表記している。すなわち、

近衛将、頭権亮信能(中略・装束の記述、以下同)・頭中将実国(中略)・殿中将兼実(中略)・左中将忠親・左権中将頼定・予・右少将基家・源少将通家・右少将信説・左少将実家・左少将修憲・右少将実守・左少将兼雅(後略)

この人名のなかで、「予」以外はすべて近衛の将官であり、一方、信範はこの時、侍従・少納言・安芸権守の任にあって近衛の将官ではない。一般には官位の序列にしたがって記述(実際の行列も序列順)されるもので、左権中将頼定

より下位で、右少将基家より上位の者がふさわしい人物となる。ただし、この記述の場合基家以下の序列に乱れがあるようでやや不安がある。しかし、侍従・少納言信範がこの行列にはいることは不自然で、それよりも近衛の中少将のどれかがその位置に列するほうが自然である。可能性として左近衛権少将・皇后宮権亮藤原家通が考えられるが、藤原成親や藤原実房らも一応の対象にはなろう。ちなみに他の箇所にも「予」の表記で記されている箇所が見えるが、それらが信範でなければならぬ記述はみあたらない。本巻の記主の確定について識者のご教示が得られれば幸いである。

当館所蔵『平兵部記』第一巻は平信範の記ではないと思われるが、定家がそのことを承知していたかどうかは分からない。はじめにふれたように、紺表紙は後代の冷泉家で整えたものである。この巻の原表紙は失われてしまっていて、定家がそこになどのような外題を書いていたかは不明である。なお、そのこととはかかわらないことながら、『明月記』嘉祿三年四月二十七日条に保元元年七月旧記の筆写の記事があるので参考までに掲げておく。

二十七日、(前略)法眼借送保元元年七月旧記、年来未見、馳筆書写之、これまでみたことのなかった「保元元年七月旧記」を定家が筆写している記事で、ただこの巻の存在は現在知られていない。これとおなじように「平治元年(保元四年)十月旧記」を入手して書写させたものが、いつか年次的にも重なる『平兵部記』のなかに混入してしまったのかもしれない。もちろんはじめから親本のなかに混入していた可能性を否定する理由もない。

(三)紙背文書と『平兵部記』の書写年次

当館所蔵『平兵部記』十四巻のうち、紙背文書のある巻は第七、十二、十四の七巻でそのうち第十巻を除いて、いずれも紙背文書の一部を剥ぎ取った痕跡がみとめられる。また第五巻は紙背文書を剥ぎ取った痕跡のみあり、紙背文書は一枚もみられない。

大正六年図書館において本書が展示された時、紙背文書が注目されたこともあり、その史料性の故に紙背文書の主要なものがやはり大正十四年に東京大学史料編纂所によって影写され、これによって『大日本史料』第五編之十三、仁治元年年末雑載や『鎌倉遺文』(五五九五号など)に一部が掲載され活用されている。なお、辻彦三郎氏に本書紙背文書の詳細な研究があり、「藤原定家書写『平兵部記』紙背文書の二、三について」昭和四十四年、「藤原定家の『平兵部記』書写年代考」昭和四十五年、いずれも『藤原定家明月記の研究』(第五・六

章)所収)以下の叙述はこれによるところがおおい。

故山田孝雄氏は第九卷、仁安三年九月下と第十卷、仁安三年十月の紙背文書から三通の書状あげて『平家物語』にかんする貴重史料である(『平家物語統説』『国学院雑誌』大正七年四月号)とされた。第十卷からその一通をあげよう(挿図8)。

治承物語六卷^{号平家}、此間

書写候也、未出来候者、可入

見参之由、存候、

炎旱、於今者、不及子細候歟、

内外御祈似無効驗、理運之

災、無申限候、暑氣迫身段、

難安堵候歟、依此事来十六□

可有改元候^{云々}、

抑畠山物語^{四卷}、御用過候者、被

申出候哉、或人被相尋事候、

但尚罷人事候者、更々不可有

御披露候、^{□□}頼舜^{□□}、恐惶謹言

七月十一日 (花押)

この文書・書状は宛所を失っており、定家宛かどうかは正しくは分からないが、差出者は抹消されているが頼舜と判読されている。文中から七月十六日に改元のことが見えることよって延応二年(仁治元年・一二四〇)のこととし、冒頭の追而書の部分の初行から、当時「治承物語」という六卷本があり、それが「平家(物語)」とよばれていたとされた。しかも他の文書により、六卷本のほかに十二卷本が流布していたと指摘された。のちに故赤松俊秀氏は十二卷本が『平家物語』を指すかどうかは不明を説をだされているが「虚構と史実」―平家物語の原本についての統論『史林』五十三卷六号、昭和四十五年十一月、『平家物語の研究』所収)、『平家物語』についての現存最古の言及の史料であることは確かである。

辻氏は第七卷、仁安三年七月、第九卷、同年九月下、第十卷、同年十月の三卷の紙背文書を検討され、山田氏指摘の文書をふくめて二十通の延応二年(仁治元年)の文書を検証されている。紙背文書の年次確定は『長秋記』の場合でも考えたように、その文書を反古として書写料紙に使用した、表の記録の書写年代の推定に役立つのである。しかもこの仁治元年という年次は翌年八

挿図8 平兵記第十卷紙背文書

月二十日に定家が八十歳で没しているのであるから、じつに貴重な検証といわなければならぬ。『長秋記』の書写が嘉禄元年(一二二五・六十四歳)をどのくらい下るか現在のところ不明であるが、『平兵部記』と一連のものとする徴証はないから別々の企画と考えるのが自然であろう。『平兵部記』の書写は定家最晩年の古記録書写事業であったのである。

また、辻氏は紙背文書の年次の確定のほかに、紙背文書の史料性についても論究されている。第七卷に藤原範継の死去をつたえる三通の書状、第九卷に『今物語』についての成立年代や伝播にかんする二通の書状、および道元関係の二通の書状についての先行論文の紹介と検討がある。なお、未調査の文書に貴重史料があると思われ、窺見しただけでも第十二卷に権律師隆栄、越後守源輔時、第十四卷に内供奉実位、円尊法師の名がみえる詠草断簡があり、いずれも歌人として現存資料に乏しい知られざる人々で、定家との交流関係に興味をもたれる。

紙背文書の研究は、首尾を欠き、文意の判読し難いものもおおく、一巻のうちだけでも接続関係の有無の判断を困難にしているが、他巻や他書におよぶ場合も考えられる。定家の使用した反古文書としての観点も意味をもつから、理想的にいえば、当館所蔵の両書ばかりでなく、冷泉家時雨亭文庫所蔵

を中心とし、各所に散在する定家関係本のすべての紙背文書の総合的調査のもとになされるべきものである。その視点をもって今後の調査の進行とその成果にまちたい。

平林盛得(ひらばやしもりとく)／当館学芸室専門員

資料1

〔寿永二年具注曆上欄の書入〕(図版2参照)

正月	踏歌	十九日	国忌 <small>桓武</small>	山科祭	吉祥大師御忌 <small>(曆五月廿八日から六月九日まで)</small>	四日
一日	節会	最勝会	廿一日	十二日	御禊	広瀬竜田祭
奏七曜御曆、井水様、腹赤贄	十七日	射礼	廿三日	十三日	警固	七日
早旦拜天地四方	十八日	会畢	廿九日	十四日	日吉祭	法勝寺
供屠蘇・白散	十八日	蓮花王院修正	仁野御忌	十五日	賀茂祭	白河院御忌
視告朔	廿五日	仁寿殿 <small>観音供</small>	三月	十六日	中山祭	八日
小朝拜	廿五日	朝賀	一日	十八日	解陣	文殊会
節会	三月	奏御灯御卜	一日	十八日	吉田祭	建春門院御忌
五日	二月	御灯	三日	廿九日	安子御忌	十四日
叙位議	一日	供節供	五日	五月	三日月	御瓮供送寺 <small>始</small>
七日	旬	石清水臨時祭	七日	五日	節会	十七日
叙位	二月	春日祭	七日	五日	節会	六条院御忌
節会	一日	平岡祭	七日	五日	節会	十九日
八日	旬	女叙位	七日	五日	節会	堀川院
御齋会	二月	御齋会	七日	五日	節会	尊勝寺 <small>八講</small>
円宗・法勝・尊勝・最勝寺等	二日	修正始七日	七日	五日	節会	廿二日
修正始七日	二日	率川祭	七日	五日	節会	理趣三〇
十日	二日	率川祭	七日	五日	節会	仁和寺
供若菜	二日	率川祭	七日	五日	節会	廿一日
十一日	四日	積奠	十日	五日	節会	〔 〕
円勝寺修正	四日	積奠	十日	五日	節会	〔 〕
十三日	四日	祈年祭	十三日	五日	節会	廿三日
高倉院御忌 <small>(十四日条に移動番号)</small>	六日	祈年祭	十三日	五日	節会	近衛院
十四日	六日	園并韓神祭	十四日	五日	節会	延勝寺八講
御齋会 <small>終</small>	八日	大原野祭	十五日	五日	節会	廿八日
殿上論議	八日	大原野祭	十五日	五日	節会	二条院御忌
十五日	十一日	列見	十五日	五日	節会	八月
献七種 <small>御粥</small>	十五日	常楽会 <small>興福寺</small>	十五日	五日	節会	五日
献御薪	十五日	常楽会 <small>興福寺</small>	十五日	五日	節会	積奠
十六日	十五日	常楽会 <small>興福寺</small>	十五日	五日	節会	七日
	十五日	常楽会 <small>興福寺</small>	十五日	五日	節会	郁芳門院御忌

十一日

官定考

十五日

石清水

放生会

十六日

駒牽信乃

廿二日

待賢門院御忌

廿六日

廢務

国忌光孝

崇徳院御忌西寺

廿八日

駒牽

資料2

〔長秋記第二卷目錄二〕(図版4-1参照)

(本) 康和二年

(正月)

平緒寸法左府仰事

院拜礼事

小朝拜事

節会事

行幸院儀事

依院御催警蹕事

樂行事俊忠師時事

殿上測醉事

節会遲参将事

於弓場殿樂事

神樂事

〔「女叙位事

内論義事

依中將不参申大将依及深更

返事以前行事

射礼事

真手結事

柳下襲負色事

賭弓事

藏人侍從申吉書内覽事

広絹解文不結事、

臨時公用文結事

主上出御後侍從先申吉書事

儀

科簡召藏人令懸直事

召將顯雅直還着中宮大夫

大将上臈事

右大将雖兼奏先見左奏事(つ)

左近左兵衛右近右兵衛見之事

矢論遣藏人事

的付将不着沓失礼事

廿六日

除目事

御物忌時被尋外記事以内侍記

可書事猶以外記可令書申事

中宮属五人例尋外記事

廿七日

除日事

内覽左大将先進内座

次左府参進事

行幸舞人定事

前池節竜頭殿上人乗事

二月

十日

觸穢行幸延引事

故関白二条焼亡穢事

廿三日

弓会事

見花事

御物忌弓遊事

御遊樂等事

三月

三日

内穢御灯御出事

有御出時事

四日

内鷄合事

調樂於小庭舞事

十五日

臨時祭使勤仕事

挿頭花螺坏持参事

季仲能俊相論事

使説宣命間解剣事

十六日

還立事

給馬部等祿事(孫清記)

廿二日

弓遊連々事

廿五日

廿二社奉幣事

南殿御拜事

頭中将射弓事

矢立御覽事

廿七日

仁王会事

四月

四月

暗打殿上人被召問事

八日

灌仏無其儀事

十七日

廿一社奉幣事

十八日

内和歌会事

廿四日

依賀茂下社穢祭延引事

廿六日

依穢祭御禊延引事

五月

四日

荒手結事

將監已下役供事

六日

真手結大略儀事

大将見物事

十二日

仁王会事

行香無人数、六位立加猶不足

下臈一人取火蛇事

十六日

日吉行幸事

風輦事

神事行幸仰御綱例事

駄餉不進御膳事

左府参社頭給事

廿一日

最勝講終事

廿五日

歌合事

廿六日

五月雨歌証歌事

廿八日

齋院御禊事

六月

三日

和歌探題事

八日

大衆焼三井寺僧正房事

十一日

神今食行幸事

右中将問大忌公卿事

右中将問小忌公卿事

十五日

除日不参給外記事

舞人時方為強盜死事

十九日

行幸大内事

引出物御馬事

家賞事

黄牛水火事

中宮行啓事

攤事

廿一日

雜遊相撲事

廿七日

殿上人相撲事

廿八日

両大臣兼宣旨事

七月

一日

任大臣兼宣旨事

旬事

儀事

出居将着女郎下襲事(つ)

六日

明日下食今夜洗御髮事

十日 殿上人相撲事

十一日 醉狂雜遊事

相撲召仰事

大饗不書其儀事

廿一日 府内取事

廿二日 内記事

廿三日 相撲人御覽事

廿四日 府内取事

廿五日 御前内取事

廿六日 相撲節次日猶着闕服事

廿七日 相撲節事

儀事

右大将左中将取奏事

右将自階下進軒廊事

国信卿将監進奏由仰実隆退

左中将右大将捧奏様々事

左中将先参

右将目階下掃本方

左将監取版失礼事

廿八日 拔出不委事

八月 高行幸高陽院

十六日 駒引不委

廿八日 武忠禁獄

九月 中宮行啓

七日 道威儀俄替

世間不静事

八日 禁中無人

藏人少将上格子事

十九日 中宮入内

十月 季御説経事

二日 加治井御堂供養事

十一日 中宮行啓

三日 春日祭使申代官

十五日 頭中将暗打事

十六日 加賀五節忌不着裳事

頭中将不参

廿一日 御馬御覽

新補御馬乘

臨時祭使給裝束間事

舞人不参試樂被免事

左御馬乘令引右御馬事

依不足也

勸重坏事

一舞事

廿六日 (尾欠)

資料 3

〔平兵部記第一卷部分〕(函版 5—1 参照)

(平治元年十月)

廿日、天晴、今夜院并上西門院・中宮・女御殿令渡御

棧敷給、件御棧敷閑院地也、七間四面、又庇、只寢殿体ハ

屋也、有橋隱、大貳清盛朝臣造進之、大納言殿兼燭以

後為御車寄令參中宮給、子剋許有行啓之、

大納言殿依御騎馬所勞、不可令參御棧敷給支

度也、而以車可令參給之由、有院宣、仍俄令參兩

所給也、上達部宰相中将実長・新宰相俊通

供奉、無一員將佐如何、御後成憲朝臣、長成之、

子、通家、有房供奉之、御車車、出車五兩

手車也、行啓以後即御供退出了、依催子獻女

御殿出車之、

廿一日、天晴、間陰之、是日大嘗會御禊也、仍予已剋

參内之、供奉之儀如常行幸役、鞞付杏葉之、今

度用連着之、不具雜色之、大納言殿依御騎馬

所勞無御供奉之、未剋出御之、其儀如常無

爲節下大臣于時内大臣、仍左近中将成憲朝臣左大将代

勤之、隨身變、繪帶、平胡籙之、前次第使長官

右衛門督信賴卿、御後長官別当惟方卿也、垂纓、

不帶弓箭隨身持之云々、相具、振云々、右衛門督馬

副八人、隨身六人具之云々、供奉上達部、右大将

公龍、新大納言藤宗、中納言中将基房、左衛門督光頼、新藤

中納言亮、源中納言師仲、宰相仲將実長、侍從宰相公光

右衛門督公保、左京大夫隆季、新宰相俊通、今日帶衛

符上達部帶螺鈿劍、隨身着變、繪帶、平胡

籙云々、各シキリ羽也、自余飾劍付魚袋也、留守

新宰相俊通帶無文帶云々、近衛將、頭權亮亮信

能裝束、頭中将実国着裏山吹半臂、裏山吹

表袴之、左中将忠親、左權中将頼定、子、右少

将基家、源少将通家、右少将信説、左少将実家、左

少将修憲、右少将実宗、左少将実守、右少将兼雅

関白殿不令參内給、於大膳騎馬御供奉云々、而於

待賢門御落馬云々、仍難供奉之由、令申院給云々、

而相構可令渡御棧敷之前許給之由、有御

気色、仍於堀河辻騎馬、令渡御棧敷給、於東三

条町面乘車令參河原給云々、今度御馬副滝

口也、調度懸裝束下給云々、近来皆私相儲云々、

右衛門督於冷泉大宮又落馬云々、而其間於待賢門

前御輿數剋被留之、此間々微雨、然而不及差

笠可然事歟、於院御棧敷前人々弓取之、

宮々御方有打出之、太政大臣、前中納言公通着

束帶、被候簀子、而令過輿給間、地下被跪之、

御棧敷東絹屋打之、是為殿上人座、人々衣冠

北政所於東三条前有御見物之、御車鹿、近辺半

物雜仕敷疊候之、出車五兩各新車、北方立之、是

殿上人車也、土師紅葉衣出之、今度女御代新大納言

藤経宗卿女子也、出車五兩、此間沙汰為土左重任

降季卿奉仕云々、前驅自院御沙汰云々、西剋

令婦供膳輦給之、裝束師長官源中納言雅通卿

也、次令渡秋輦給之、其儀要輿、大将以下浅沓

之、劍鑿宰相中将兩貫首役之、次第事了更又

令掃渡供膳輦給、此時始子稱警蹕、次第事了

還御也、院同有御見物之、下臈御隨身召次等

立灯之、人々弓取之、還御之後有鈴奏并名

対面事云々、河原之儀并委細事等可尋記之、

殿中将小舍人童四人、垂袴着浅履、二人約葉上下

二人唐已上色々花付之、大殿御隨身忠経為

備、半尻虫襖上下、草子鏡付之歟、少将兼雅小

舍人童三人相具之、是裝束二人一色云々、同花

付之云々、行幸還御以後院宮各還御云々、

出品目録

番号	作品名	員数	筆者名等	時代	展示期間	図版頁
1	西宮記 正月	(一卷)		鎌倉時代(十三世紀)	七月五日～七月三十一日	13
2	寿永二年具注曆(長秋記第一卷 紙背文書)	一卷		平安時代・寿永二年(一一八三)	八月六日～八月二十八日	17
3	新任弁官抄	一卷		鎌倉時代・建久四年(一一九三)	八月六日～八月二十八日	20
4	長秋記	(二十二卷のうち) 七卷	藤原定家他	鎌倉時代(十三世紀)		
1	第二卷 日録二 康和二年正月～三月				七月五日～七月三十一日	24
2	第四卷 大治二年十一月八日皇子御五十日祝～十八日豊明節会				八月六日～八月二十八日	26
3	第十卷 大治五年十二月三十日追儺				七月五日～七月三十一日	26
4	第十一卷 天承元年正月一日院拜礼～三日中宮臨時客				八月六日～八月二十八日	28
5	第十三卷 天承元年四月十六日齋院御禊～十九日賀茂祭				七月五日～七月三十一日	28
6	第十五卷 長承二年六月十九日權中納言藤原頼長婚礼				八月六日～八月二十八日	30
7	第二十一卷 保延元年八月十五日石清水放生会				七月五日～七月三十一日	30
5	平兵部記	(十四卷のうち) 五卷	藤原定家他	鎌倉時代(十三世紀)		
1	第一卷 平治元年十月二十一大嘗会御禊				八月六日～八月二十八日	34
2	第三卷 仁安元年十月十日立太子				八月六日～八月二十八日	36
3	第七卷 仁安三年七月七日乞巧奠～十一日尊号辞退				七月五日～七月三十一日	36
4	第十二卷 仁安三年十一月二十二日大嘗会				八月六日～八月二十八日	38
5	第十四卷 仁安三年十二月二十七日伊勢神宮火災・新年行事検討				七月五日～七月三十一日	38
6	公事録附図	三帖	樋口守保	明治二十年(一八八七)		
1	恒例公事之図 上 四方拝、元日節会、白馬節会				七月五日～七月三十一日	40
	賀茂祭、内侍所菖蒲				八月六日～八月二十八日	41
	新嘗祭				七月五日～七月三十一日	42
2	恒例公事之図 下 豊明節会、賀茂臨時祭				七月五日～七月三十一日	43
	臨事公事之図				八月六日～八月二十八日	44
3	臨事公事之図 立太子				七月五日～七月三十一日	44
	大嘗会				八月六日～八月二十八日	45

古記録にみる王朝儀礼

三の丸尚蔵館展覧会図録 No. 4

編集 宮内庁三の丸尚蔵館

制作 大塚巧藝社

デザイン 大石一義

翻訳 鶴岡厚生

発行 宮内庁

平成六年七月五日発行

- ・各展覧会図録中，作品名や作者，制作年などの表記は，図録発行当時のものです。
- ・三の丸尚蔵館の展覧会図録の著作権はすべて宮内庁に属し，本ファイルを改変，再配布するなどの行為は有償・無償を問わずできません。
- ・三の丸尚蔵館の展覧会図録（PDF ファイル）に掲載された文章や図版を利用する場合は，書籍と同様に出典を明記してください。また，図版を出版・放送・ウェブサイト・研究資料などに使用する場合は，宮内庁ホームページに記載している「三の丸尚蔵館収蔵作品等の写真使用について」のとおり手続きを行ってください。なお，図版を営利目的の販売品や広告，また個人的な目的等で使用することはできません。

古記録にみる王朝儀礼

三の丸尚蔵館展覧会図録No. 4

編集 宮内庁三の丸尚蔵館

制作 大塚巧藝社

デザイン 大石一義

翻訳 鶴岡厚生

発行 財団法人 菊葉文化協会

平成六年七月五日発行

© 1994, Museum of The Imperial Collections

List of Exhibits

1

Seikyū Ki

(Scroll of customs and manners in Imperial Court around 10th century)

Kamakura period, 13th century
Handscroll, ink on paper
30.6cm × 2399.0cm

Compiled in a handscroll form by Minamoto no Takaakira, a nobleman of the Heian period (10th century), the *Seikyū Ki* is an introduction to the rites and annual functions and events as practiced in the Imperial Court of that period. The book bears the distinction of being the oldest commentary on manners and customs now existing in this country.

The volume currently on display actually is a copy made in the Kamakura period and was originally in the Kanazawa Bunko collection. The volume covers the rites and events conducted in the first month of the year only.

2

Juei Ninen Guchū Reki

(Calendar for year 1183)

Heian period, dated 1183
Handscroll, ink on paper
29.1cm × 811.1cm

One of the precious few remaining calendars of the Heian period, this one is for the second year of Juei (1183) in the late Heian period. Calendars of this type were commonly used by our Heian ancestors.

The *Chōshū Ki* (Exhibit No. 4) is transcribed on the reverse side of the calendar.

3

Shinnin Benkan Shō

(Selected educational materials for newly-appointed Benkan, members of Council of State)

Kamakura period, dated 1193
Handscroll, ink on paper
27.2cm × 1198.0cm

Compiled by Fujiwara no Toshinori, a court official of the late Heian period (12th century), the *Shinnin Benkan Shō* is designed to give summaries of duties, knowledges and general accomplishments required of newly-appointed members of the Benkankyoku (secretariat) of the Dajōkan (ancient cabinet).

The exhibit is a copy of the scroll made in the fourth year of Kenkyū (1193) in the early Kamakura period.

4

Chōshū Ki

(or *Morotoki-kyō Ki*; Diary of Minamoto no Morotoki)

Copied by Fujiwara no Sadaie and others
Kamakura period, 13th century
7 handscrolls out of a total of 22, ink on paper
Vol. 2 28.5cm × 517.8cm / Vol. 4 29.2cm × 956.3cm / Vol. 10 28.8cm × 1820.7cm / Vol. 11 29.1cm × 1307.7cm / Vol. 13 28.8cm × 1991.6cm / Vol. 15 28.8cm × 1590.1cm / Vol. 21 29.2cm × 655.1cm

A diary of Minamoto no Morotoki, a nobleman of the late Heian period (12th century), the *Chōshū Ki* gives a detailed record of the rites and manners of the court of the period, ranging, to be more exact, from the eighth year of Kanji (1087) through the first year of Hoen (1135).

The exhibits, all copies by Fujiwara no Sadaie and others of the Kamakura period, constitute the oldest extant version of the famous diary and originally belonged to the Reizei Family in Kyoto.

5

Heihyōbu Ki

(or *Hyōhan Ki*; Diary of Taira no Nobunori)

Copied by Fujiwara no Sadaie and others
Kamakura period, 13th century
5 handscrolls out of the total of 14, ink on paper
Vol. 1 30.6cm × 403.0cm / Vol. 3 28.3cm × 868.1cm / Vol. 7 28.2cm × 894.5cm / Vol. 12 28.2cm × 1257.8cm / Vol. 14 28.3cm × 1538.3cm

A diary of Taira no Nobunori, a nobleman of the late Heian period (12th century), the *Heihyōbu Ki*, which covers the period from the first year of Heiji (1159) through the third year of Nin'an (1168), is priceless as a record of the court rites and events in the heyday of Heike Clan.

As in the case of the *Chōshū Ki* above (Exhibit No. 4), the present exhibits are copies made by Fujiwara no Sadaie and others and also originally belonged to the Reizei Family.

6

Kuji Roku Fuzu

(Scenes of Ceremonies in Imperial Court)

By Higuchi Moriyasu
Meiji period, dated 1887
3 books, color on silk
All 35.9cm × 54.0cm

Early in the Meiji period, an extensive survey of the court rites and functions was carried out. The present exhibits are picture books designed to accompany the main body of the survey results. Some of the paintings are of annual events and functions and others are of special ceremonies.

Foreword

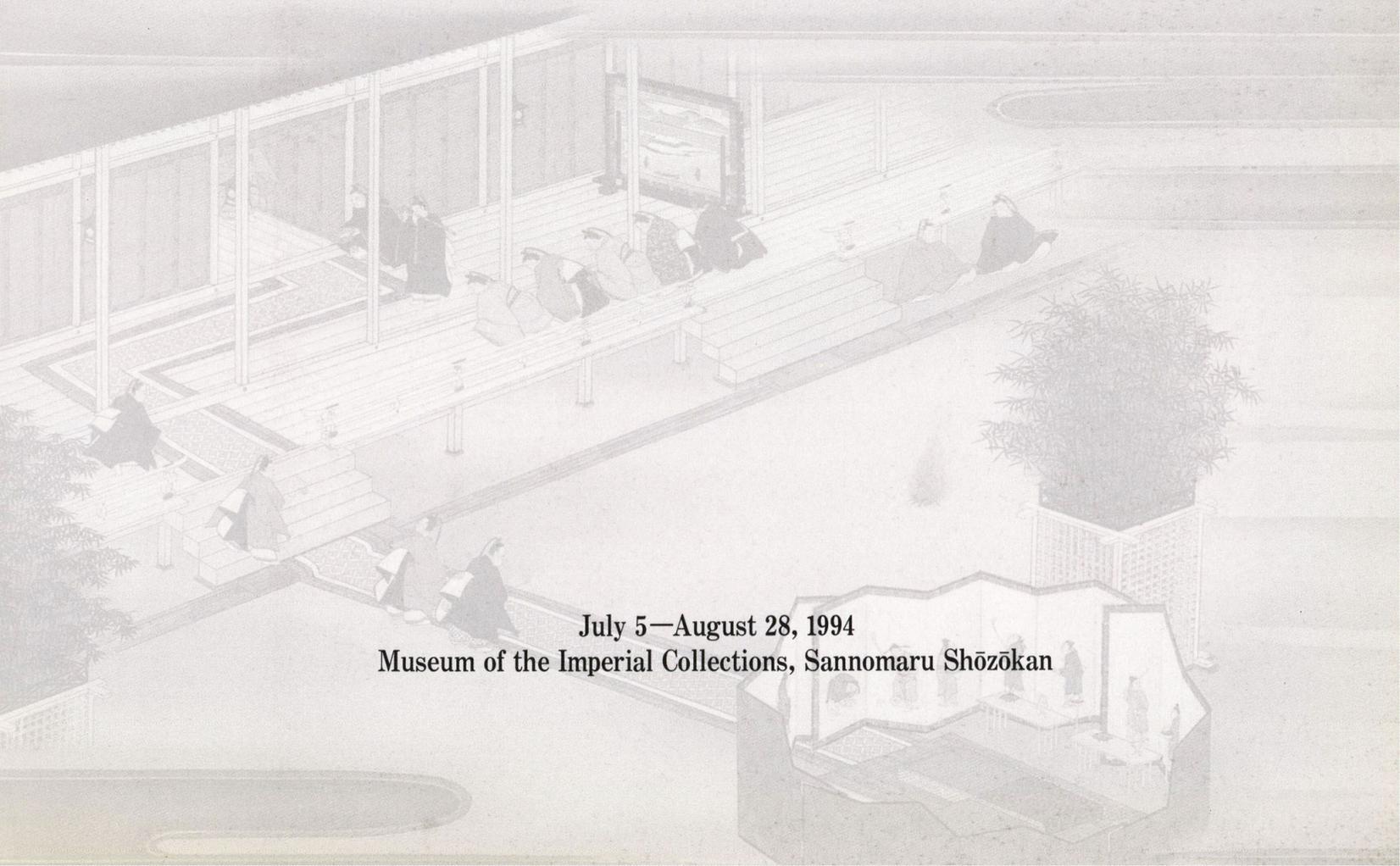
For the Heian Imperial Court officials, conducting a great variety of annual events, running from *shihōhai* (the Emperor's Worship of Dieties of the Four Directions) on New Year's Day to *tsuina* (the Devil-Expelling Ceremony) on the last day of the year, as well as many other important rites and functions in full observance of the traditional customs and without any mishaps accounted for an overwhelming part of their daily activities. Every courtier, according to his rank, seriously studied his portion of each ceremonial processes and constantly checked on the available precedents so that he was always ready to perform his duties as required. Many courtiers, moreover, wrote down, in their diaries, what they had actually witnessed of the ceremonial events they had been part of so that they themselves or their posterities would benefit from them in the years to come. Such diaries, therefore, now form indispensable sources of information on the annual events and other important rites in the Heian Imperial Court.

In the present exhibition, viewers will be presented with a glimpse of the manners, customs and etiquette of the Heian period through two late Heian period diaries — the *Chōshū Ki* (or the *Minamoto no Morotoki-kyō Ki*) and the *Heihyōbu Ki* (or the *Taira no Nobunori Ki* or the *Hyōhan Ki*) — transcribed by a group of courtiers headed by Fujiwara no Sadaie, who brought *Sarashina Nikki* into the world and who himself wrote the *Meigetsu Ki*, and through the Kamakura period copies of the two Heian volumes on manners and customs — the *Seikyū Ki* (by Minamoto no Takaakira) and the *Shinnin Benkan Shō* (by Fujiwara no Toshinori). Viewers will also be presented with a look at the manners and customs of the Heian Imperial Court as recorded in the pictures accompanying the *Kuji Roku*, a record of the attempts in the Meiji period to study and restore, for the posterity, the then gradually disappearing traditional manners and customs handed down from the Heian period.

We shall be more than fully gratified if the viewers will come to understand, through this exhibition, how carefully our ancestors tried to observe and preserve traditional manners and customs and how the important literature recording them have been handed down to this very day.

日本... 勝寺... 日也色僧徒...
 大納言新納言... 右宰相中納言... 右大臣...
 首... 次朝座始其儀... 中納言... 大納言...
 者朝座... 僧徒... 下左右列...
 東西次上卿... 下... 被... 鐘史...
 日本次僧徒... 列... 泰上自左右...
 職師為引頭... 次講讀... 奏上...
 兩而上禮佛... 忽禮兩... 高座...
 樂人樂人... 重... 樂...
 唱... 發音... 分花... 散...
 進... 僧... 樂人... 壇...
 御... 寮... 迴... 壇... 壇...
 一行次散花... 下... 次... 取... 取...
 次水... 次公卿... 次... 取... 取...
 樂... 不解... 傳... 行... 樂... 壇...
 僧徒入... 探... 汲水... 具... 面... 檀...
 御... 樂... 校... 勿... 捐... 退... 著... 座... 下...
 押... 樂... 校... 勿... 立... 直... 捐... 退... 入... 西... 方... 次...
 化... 次... 講... 演... 義... 東... 大... 寺... 惠... 殊... 為... 厨... 者... 法... 僧... 退... 下... 庭...
 出... 下... 行... 泰... 似... 下... 內... 覽... 文... 出... 今... 日... 可... 有... 行... 舞... 由... 舞...

Manners and Customs in the Imperial Court —As Shown in the Old Records—



July 5—August 28, 1994
 Museum of the Imperial Collections, Sannomaru Shōzōkan